

第7回佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成18年6月12日（月曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教育委員会総務課長	山 口 清
			消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴	
欠席者 (1名)	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和		
遅刻者 (0名)				
早退者 (1名)	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	午後から早退	
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開会

議長（西岡 正君） ご苦労さまでございます。なお、本日 4 名の方の傍聴の申し込みがありましたので、これを許可しております。

傍聴者の皆さん方、大変ご苦労さんでございます。平素は、議会にいろいろご協力をいただいておりますことを、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。今後ともよろしく願いを申し上げます。傍聴中に守らなければならない事項はございます。お守りいただきますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は一般質問であります。15 名の議員から一般質問の通告を受けております。通告に基づき、順次議長より指名いたします。
4 番、岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） 皆さん、おはようございます。4 番、岡本義次でございます。一般質問、2 件の今日一般質問をさせていただきたいと思っております。
平成 1 1 年の 3 月 3 1 日、3,232 ありました市町村が、18 年 3 月末には 1,822 の市町村にもなり、そして議員の市町村議員がですね、6 万人おりました議員が、38,000 にもなっております。全国的に国がですね、市町村・都道府県そして合わせたときに、1,000 兆円の世界のアメリカに次ぐ経済大国 2 位といいながらも、いわゆる借金では、日本が世界 1 の大赤字を抱えた借金大国でございます。ですから、国民 1 人あたり、赤ちゃんからおじいさんまでいれて約 800 万円という赤字でございます。1 秒にですね、100 万円の利子が増えていってある現状でございます。ですから、どことも合併ということで 1 つの国の止むを得ん状況の中で、佐用郡もですね、17 年の 10 月に合併したわけでございますけれど。そのとき各市町村が、持ち寄った基金にしても、いわゆる基金を取り崩して 18 年度の予算を組まないと組めないような状態でありました。こういうどことも市町村が、大変財政面において苦慮しておりますので、私もこの度の、ひとつでもそういう財政面で何とかならないかということでの一般質問で一つとしてさせていただきたいと思っております。
町職員の勤務時間の柔軟な対応についてということでございまして、合併後、平成 18 年度はじめての予算を見せていただいたが、そのなかで、町長は三位一体の中で、だんだん交付金や補助金が減り、佐用町の税収も企業少なく、若者も少なく、予算組むのに大変であって、基金を取り崩したということでございました。そのなかでですね、超過勤務、残業手当が各課で計上されておりました。そのことで次のことを伺いたいと思っております。
予算書に上がっておって、わかっている部分もありますが、あえて、勉強というこ

とでそういうひとつのこの中でですね、取り入れていただきたいことを申しあげたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ひとつ、職員の平均残業手当の1時間あたりの単価がいくぐらいになっておるのかということでございます。

2つ目、年間各課総合で、超過勤務・残業手当はいくらみていらっしゃるのか、3つ目、その中で突発的なものはいくぐらいみていらっしゃるのかと。そして4つ目、初めからわかっている部分があると思います。初めからわかっているのはいくらなのか。そして、5つ目としまして、初めからわかっているもののなかで、勤務時間を柔軟にしてですね、その日、どうしても2時間・3時間、残らざるをえない場合は、何も8時半に同じ様に出てこなくても、いわゆる時間をずらして、その勤務を8時半に出てこなくても、10時半とか11時に出ることによっての、その対応はできないのか。ということは、何がしたいのかといいますが、フレックス制にできないかということでございます。そしてですね、6つ目につきましては、半日の土曜日、日曜日等の出勤の場合の代休、どのようにされているかということも含めて、今日の一般質問とさせていただきます。もう1つの1件につきましては、ゴミの受け入れということでございますが、合併した以上はですね、少しでも町民の便宜といいましょうか、ある程度、現業のですね、サービスするところについては、やはり少しでもその勤務の今言いましたような、やりくりのなかでですね、もっていけたらということ佐用坂の処理場では不燃物については、土曜日も受け入れしておりますけども、可燃物については受け入れができていないような状態でございます。そこで、次のことを伺いたい。1、サラリーマンが多いなか、土曜日だけでも、本人が片付けとしてですね、持っていけることができ、可燃物についてもそういう受け入れができないのですかということ。2つ目、土曜日、全員でなくてもですね、出勤させることによってその土曜日出勤した人については、日曜日とか月曜日に休むような状態をもっていけばいいのであって、町民の便宜を図る方向で何とかできないか。3つ目、人を増やさなくてもそういう柔軟なチームの対応ができないのか。4つ目、できないなら何が原因なのか、というようなことを、今日まず伺っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひします。

町長（庵逄典章君） はい、議長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。

早朝からご苦労さまでございます。傍聴いただてる皆さんもご苦労様です。今日から一般質問、15名の議員の皆様方から、多くの質問をいただいております。十分なご回答ができないかもしれませんが、精一杯お答えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは最初に、岡本議員からのご質問に対しまして、お答えいたします。まず、町職員の勤務時間の柔軟な対応についてということで、職員の平均残業時間の1時間あたりがいくら位になっているかということでございますが、現在のところ、平均で2,382円という計算になっております。次に年間各課総合で超過勤務残業手当は、いくら位みているかということでご

ざいますが、合併を踏まえ、1年を経過していない状況から、事務事業の実施においては、関係者、関係機関等々協議調整をしながら進めていく必要があります、効率的に進めていかなければなりません、安定した行政運営にはまだまだ、時間を要する状況でございます。そういう状況から、平成18年度当初予算におきまして、年間の各課の予算は、各課の年齢構成、配置人員においても違いがございますが、管理職を除く職員で時間外勤務手当の総額は、給料総額の6%を計上いたしております。金額では、6,100万円余りであります。次に、突発的な時間外を幾らみているかということではありますが、突発的なこととしては、災害等が考えられますが、このようなケースは想定した時間外手当の予算化は、当初ではいたしておりません。次に、初めからわかっているのは、いくらなのかという事でございますが、毎年のことですが、時間外勤務をしなければならないような状況は、年度当初と各課の事務事業の切り替え時、料金等の算定・改定時期。予算・決算等の時期、税の申告・賦課の時期が集中する時にあります。総額は6%のなかで調整するよう努力をしておりますけれども、それでもできない場合も出てくると思っております。時間外勤務が必要な状況については、人事配置の見直しによって対応をしなければならぬというふうに思っておりますけれども、いろいろと事務を実際に行いながら、調整もしていきたいというふうに思っております。また、土日等、開庁部門業務内容におきまして、早出、遅出、土曜・日曜勤務等、ローテーションでそれぞれ対応いたしております。例えば、保育所、朝霧園、町民プール、朝陽が丘荘、天文台、消防署、生涯学習課等におきましてはですね、日曜の、土日も開庁しながら、ローテーションを組んで勤務をいたしております。また、行事・税の申告等におきましては、各課お互いに協力し応援体制をとりながら対応をいたしております。また、土日出勤が必要な場合におきましては、振替休日をとるようにしながら調整もいたしております。次に、ゴミの受け入れについてということでございますが、4点の質問をいただいておりますけれども、それぞれ関連がございますので、毎週土曜日に、現在ゴミの可燃物の受け入れ態勢が取れていない状況をですね、一括して説明し答弁とさせていただきますと思います。毎週、土曜日も可燃ゴミを受け入れようとするれば、受付・計量職員に2名、ゴミピットを開放するために、グレーンによるゴミの攪拌作業に1名、プラットホーム内での可燃粗大ゴミの破碎作業に2名、資源化物、金属くずの分別作業に2名の最低7名の人員が必要となります。現業職員今現在、16名のうち、8名はゴミの収集作業員でありまして月曜日から金曜日まで、ゴミの収集・焼却を実施しており収集を休むことはできません。残りの8名は、ゴミ焼却職員5名と受付計量職員3名が勤務をいたしております。作業分野別では収集の中央の制御室管理、受付計量の3分野に職員を配置しております。分野については、危険物取扱、特定化学物質取扱、第2種酸素欠乏危険取扱、最終処理場取扱、車両建設機械運転等の有資格者を配置しており、現在の所、職員の代替ができないことと、また、土曜日に勤務したと想定する職員7名が月曜からの平日に振替等で休むことは、平日に本来の収集、焼却、受付計量業務を遂行することに、少人数ゆえ職員に相当な負担と、業務上の安全面にも憂慮しなければならない問題が生じてまいります。従いまして土曜日には可燃物の受入れは行っておらず、不燃物の受入れだけを行っている状況でございますけれども、町民の皆さんのご要望に少しでもですね、対応していくためにこの18年度も祝日・国民の休日に年間、11日間搬入受入、またお盆時期等年末の29・30日の搬入受入等を予定いたしておりますので、町民の皆さんに広報等でこれらの費用を用意していただくようにお知らせをしてみたいと考えてご

ございます。以上のような状況でございますのでご理解いただきますようお願いを申しあげこの場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本君。

4番(岡本 義次君) 6月の6日にですね、専決のなかでですね、見せていただきましたら、総務課が36ページで442万8,000円、税務課163万4,000円、社会福祉課で120万4,000円ですね、民生費で398万円、そして衛生課で121万円、清掃費で173万5,000円、それから消防費で296万3,000円、小学校の管理で154万8,000円、それぞれですね超勤手当を上げておりましたけれど残しておるような格好になっております。これらについては各課長どのように思っていらっしゃいますか。町長、こんだけたくさんですね、これえいやとやられた数字なんかそれともですね、今おっしゃったなかでですね、いわゆる突発的な物についてはどういう事件が起きるかわからないので上げていないということでございますけれど。たまたま私はいわゆる無理にですねあえてこのような金額を残したのかどうか。そこらへんはどんなものでしょうか。

議長（西岡 正君） お答えください。

町長（庵逄典章君） 3月の最終専決でですね整理をいたしました金額につきましては当初の予算のなかでね、計上されていた予算それ、10月の1日の合併以降ですね、半年間の予算として各旧町でそれぞれ当初予算を組んでいたものの残予算を一応前提にですね組んでおりましたので、合併後少しでもその職員が体制がある程度充実したところそういう経費の節減ということも取組みながら執行してまいっております。そういうことでできるだけそういう残業にならないようにということでの努力した結果それだけのそれぞれの各課に置いていた予算というのがね削減できた。というふうに考えていただきたいと思います。今年度の当初予算におきましてはね、先ほども答弁させていただきましたように各課の一応平均的なところで6%等一応金額も置いておりますけどもね、各課の状況事務事業の執行状況によってですね、当然調整していかねばなりませんし、これを全部使うということではなくて少しでもその合理的な効果的な業務体制を組んでいながらですね削減に努めていきたい。しかしどうしてもですね勤務の状況によっては必要な場合が出てきます。非常にまあ、過重な形になってる部分も出てくる可能性もありますのでそういう点についてはですね、やはり職員に全てしわ寄せをさせるというわけにはいきません。それはまたご理解をいただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本君。

4 番（岡本 義次君） 確かですね、役場の中で遅くなった時に、大変遅くまで残ってですね仕事をされておる部署もありましたですね早く帰っておられる部署もある訳でございますけれど、今町長が先ほど答弁の中でお話ありましたようにそういう季節的ないわゆる移り変わり年度末とかそういう税務の切り替えそういう時には確かに忙しいございます。しかしそれらもある程度はその応援体制が敷かれてそういうほかの課の者でも、応援しておるということでございますんでそういうようなことをですね。もっと有効各職員の流動性いうんか各課に貼付けていらっしゃってもですね、そういう応援が取れてそういう仕事がどれでもできるような格好の中でですね、やっていただいたらよりこういう超勤が年間ですね今聞かしていただいたら、6,100 万という金額を組んでいらっしゃるわけでございますんで、それらがもっと減ってくるような格好になるんじゃないかとこのように思っております。ですから先だっただのですね 6 月 6 日の分でも総務課の 440 万とか、それから民生 398 万と金額的にやはり多ございますんで、そこら辺がただ 6 %一律にですね上げておくと。えいやあのような格好ではやはりこれからは段々と財政が非常に厳しくなってくるなかでですね、やはり最新というんか先だっただの期末手当の問題にしてもですねその職員がそこにいらっしゃる以上はですね、はじいたらすぐわかる訳で 220 万も余るということ自体がおかしいことでございますんで、そういうな事がないような格好の中でですね、やはりやっていただきたいとこのように思っております。それからもうすでに民間ではフレックスタイムというんがほとんど採用されてきておりますけれど佐用町におきましても地方の自治は 3 割自治というような中で、10 年間は合併することによって交付金の率も 10 年間は維持していただきますけれど、その分母数にあたるですね人口の減少が起きておりますんでやはりその金額を合併した当時の金額は、いつまでも 10 年後も交付金頂けるといふ訳にはいきませんのでそこら辺のフレックスタイム制については、町長はどのようにお思いになるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 職員のですね勤務体制について少しでも効率的な勤務ができるようにまた、町民の皆さんに対してのサービスの向上が図れるような勤務体制という事。この点に今後努力してまいりたいと思っております。これは行革のいろんな推進のなかでの課題でも取り上げております。現在でもですねできることは現在やっております。すでに文化情報センター等におきましてはですね、夕方 6 時までの勤務体制の中で 9 時半からの勤務とかですね、いうことですのでフレックスタイム制をとっておりますし他の施設等に管理等においてもですねそういうような勤務体制を取れるところはとってですね効率的な勤務をしていくように考えております。そういう考え方というのは今、ご指摘の考え方というのはね当然私たちも十分に真摯にこれから取り組んでいかなければいけないということでは思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） ある程度出先の図書館とかそういうのはとられていくと

ということなんでございますけれど、ある程度そういうわかっておる部分についてはですねこれからはですね佐用町といえど佐用株式会社というような格好です
ね皆さんが町民も町当局の方も我々もですねそういう認識のもとです
ね頑張っているかないと10年後ですね佐用町の財政がですねその交付金がだんだん減ってくるなかです
ね若者がだんだんといなくなってそしてお年よりばかりとそういうようななかです
ね働くところもないというようなことであれば、当然若者がですね田舎に残ることができないような状態になっておりますのでやはりそういうことを常に頭においてですね、そういう準備をしてですね総務課長あたりは一つの試算としてそういう勉強をしてですね、何年後にはそういう民間的な発想の元です
ねやっていくんだというふうに一つやっていただきたい。このように思っておりますがそこら辺はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 先ほど申しあげた通りそういうことで今後、今取り組んで研究をしておりますのでねその考え方については充分理解をさしていただいております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本 義次君） そのような1つ、研究もして取り組んで頑張ってやっていただきたいと思っております。それからゴミの受け入れのことにつきましてですね土曜日を受け入れすることによって7名がいるということでそしてですねその7名を出すことによって月曜日から金曜日の体制が崩れてやっていけないというようなこと
でございますけれど。私は時たまやはり普段佐用まで自分が運んでですね何回か持っていかにしていただくことがあるんですよそのなかでいつも思うものは計量のところで
でもですね。大の男の人がですね、2名もいるんかなというような気もしとりますが、そこら辺はいかがでしょうか。どうですか、いるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） お答えいたします。現在ご指摘いただきました件につきまして、計量を受付に2名おりますプラス1名最終処分場ということで3名
なっておりますけどもこれにつきましては現在受付の段階で重量のカンカン、それから手数料をいただいております。手数料いただく以上お金をいただく以上はやはり2名は必要であるという考えを、私をもっています。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君

4 番（岡本 義次君） ちゃんと打込みしてですね、数字の記録は残る以上はですね別に 2 名居なくてもその多分金額に間違いがあった時に困るというふうに 2 名体制をしいていらっしゃる訳でございますけれど。そういう機械に入れて何キ口で何ぼというのがはっきり判ればですね 2 名別にいいんじゃないですか。そこら辺はどんなんですか。

議長（西岡 正君） お答えください。クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） やはり、私の考えとしては金額を扱いする以上は 2 名が必要であるという考えをもっております。またお釣りを出す場合がございますですから、たまたま受け入れが多くなれば小銭が要るわけです。その件につきましても一人が走るという状況があります。そういうことで 2 名が絶対必要であると考えをもっております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） そういうようなところがですねまだまだ私から言わせれば、大変遅れておると思います。そこら辺もですねよく研究していただきましてですねそういうようなとをやっていたきたい。それとどういんですかそういう重機の人がいるとか、それからクレーン車がいるとか言っておられましたけれどそれらについてもですね、別に前の日にちゃんと可燃物がその炉の中に入れるような入れられるような状態ができておればその時に一人いらっしゃってここへちゃんと入れてくれという指示があればですね、別にそういう 7 名体制をしかなくてもね、受付とかその炉のとことかそういう若干 2～3 名位な感じで私はいけるんじゃないかと思いますがそこら辺は課長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） はい、先ほど町長の方から答弁申しあげましたとおり現在 16 名現業職がおる訳でございますけどもそのうち有資格者が必要であるということで、危険物の取扱いとか、それから車両計数機械の運転とか、そういうものが必要であります。これは前に取得したものでございます。全員がこういうような取得者であればいいんですけれどそれがまだ 100%されておりませんそういう状況のなか誰でも彼もがこういう取り扱いをできるような状況ではありませんので先の問題になると思いますけども全員がこういうような有資格者を持つことによってそういう配慮はできるかもわかりませんが。現在のところはそういうことでなかなか難しいような状況でございます。ですから監視する制御装置を監視するところに収集の職員が行くというようなことは当然できません。そういうことで今後はまっ課題として聞いておく訳でございますけどもそういう現状

でございますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（西岡 正君） 岡本君。

4 番（岡本 義次君） 今、現状はそうであればですねいたしかたないところかもしれないかもしれませんがそういう資格が要るのであれば当然採用するについてもね資格を持った人を優先的に取っていくという方向で望まなければですね、そういうようなことでできる人できない人という事でやっぱり業務に支障が生じてですね町民にやっぱり迷惑をかけるという方向に行き着くんでありますんで、そこら辺はですね今後充分考えていただいて、それと監視するだけであればそういう危険物のそういう資格は要るんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） これは法に基づいてそういうものを置きなさいということになっておりますので、当然、そういうものが置かないと運行はできないと運行、業務ができないとなっております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） 例えばその時にね炉を燃やしてですね稼働させるというんじゃないくて、ただ炉の中を空にしとってその中へ可燃物を入れてくださいという指示するだけでもそういうやっぱり資格が私素人でわかりませんが要るんですか。

議長（西岡 正君） お答えください。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） それは、そういう指示であればそういう免許書は要りません。ただその今現在クリーンセンターにありますのは、30 トンが限度でありますので大体月曜日から金曜日に大体 22 トン程度収集直接搬入がございます。ですから土曜日にそれを入れますとまた月曜日に困るような状況になる訳でございます。ですから焼却は必要であるということでございます。

議長（西岡 正君） はいよろしいですか。岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） そしたら、どういうんですか土曜日行ったとしてもですねその焼却その土曜日に私はしてくれとか言うんじゃないくて、金曜日までにその焼却は済んどんであれば土曜日の炉はですねいわゆる空というんかそういう方向にもっていけるような状態にしておけばね私ら普通素人判断ではできるんじゃないかなというふうな気もするんです。そこら辺そういうやりくり的なことはできないんですか、ほな。

議長（西岡 正君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（森脇正洋君） 私も、そういう素人考えでもっておったんですけども実際、10 月から着任しましてから半年以上経つ訳でございますけども空にする

という事はちょっと不可能であります。それというのも月曜日に点火をするわけですね職員が7時半頃出てきまして点火までに1時間半程度はかかります。ですからそれによって全然空になるというようなことは今まで経験もしたことないしまた見たこともないという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本 義次君） 例えばですね1日にそういう多い時どういうんですかね。一般の普通のね家庭であれば持って来たとしてもですね炉が一杯になるほど持ってこないんじゃないかと思うんですよ。たまたまその日にそういう例えば久崎の災害があって浸かって全部がばあーっと一斉に持ってくるとかああいうようなことがあればね、別ですよ。しかし何にもない普通のこういう生活の中で我々サラリーマンは家の片づけをして軽四とか普通、企業であれば別ですけど家庭のゴミが出て軽トラに一杯位持って行ってそこのいわゆる炉を空にしていたかなくてもね、ある程度2～3部底に溜まっておったとしてもその上へ入れるというようなことでの私がまあ課長に問うておるわけでございますんでね、全部空にして全部が全部そういう状態にせえとか言うんじゃないくて、そこら辺はどうです、課長。

〔町長「ちょっと議長」と呼ぶ。〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私もですね、実際にこういう土曜日の搬入受入れのね要望というのがありまして、実際受付だけだったらですね受け入れができるんじゃないかと言う思いでありまして、しかし実際に私もクリーンセンターにあがってですね作業状況をいろんな事を聞いたり状況をみてみますとね、その受付の職員だけを出勤させたらできるということだけでなく、このピットに投入するにあたってですねやはりいろんなゴミが来ることを想定しなきゃいけません。ですから先ほどここで答弁させていただきましたようなですね人員配置というようなものがやっぱり必要という事になります。やはりゴミってというのは攪拌をしていかないといろんなゴミが固まっている。それを攪拌することによって燃えるよく燃えるような状況にしていくわけですね。だから掘り込んでおいて溜めといたらいいということではないんですね。私ら、溜めといたらそれまた次燃やすときにそこからクレーンで引き上げたらいいんじゃないかと。いうぐらいにしか思てませんでしたがね。やはり持ち上げてまた落として攪拌してという作業をですねその投入時点でしていかなくちゃいけないというようなこともあってですね現在の16名の体制というのはゴミの収集についてかなり職員も厳しい作業です。目一杯の時間のなかで収集をしておりますしそういうなかでそうかといって職員体制をこれ以上増やしていくということはなかなか財政的にも難しいというなかで頑張ってくれておりますので先ほど言いましたようにそういう休みの時でも搬入できる期間というのは、年間ある程度バランスよくとってですね町民の皆さんのそういうご利用に答えていけるようには出来ることについてはやっていきたいというふうに思っておりますけども、毎週今の段階でねきちっと操業をしていくということはこれは所長が話してるように現体制ではできないということでご理解いただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） そしたらね、私はどういうんですか月に 1 回でもねその土曜日第 3 土曜日は持ち込みできると。その代わり全員出さすと要る人数については。そして日・月と休まずとほいで月曜日は休みになりますとそういうような状態は取れないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 細かい作業のね、工程はあれこれ言えませんが、今先ほど言いましたようにゴミの収集というのを全部そのきちっと今割りふって目一杯でやっておりますからね、それほんなら月曜日休むということになったらその地域は収集出来ないということになりますからね。それは出来ませんね。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本 義次君） いろいろそうやって聞かしていただいたら、何ぼか見えてきたような格好のなかですね。しかしやはり現業機関の外部についてはねやはりサービスのなという面もありますんで。勤務時間そういうように月曜日から金曜日まで組まれてゴミ集められとうという事については理解いたしました。しかしそういうなかですなまたやはり皆さんがいい知恵アイデア絞ってでも皆さんの便宜いうんか、町民の困らないような格好の中でですねまたやっていただきたい。このように思っております。以上をもって答弁終わりいたします、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。続いて 9 番敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔敏森正勝君 登壇〕

9 番(敏森 正勝君) おはようございます。9 番議席の敏森でございます、2 項目質問しますが関連する事柄を含め質問しますのでよろしく願いいたします。まずはじめに風倒木による土砂災害について伺います。1 昨年台風による倒木によって実を掘り起こし山崩れが北部地域に多くみられます一部崩壊が始まると大きなつめ跡なり災害を広げてまいります。先般テレビ報道によりますと山が崩れ川を半分くらいまでせき止めるといった状態もありました。民家には直接関係が無いにしても地震または豪雨により災害の元となり危険性大であります。災害を最小限に食い止めるためにどのような方法があるか、それに対応できる財源はどうか、町だけの問題として考えず、県国の対応策は考えられないか伺いたいと思います。また 2 項目目でございますが社会教育の重要性について伺います。少子・高齢化が進む中で弱者で抵抗の少ない児童を狙う犯罪また家庭内における虐待が最近のニュースとして多くみられます。これは学校教育の分野でなく社会教育、家庭教育の衰えによるもの大と考えます。昨年若い女性の部屋へ忍び込み姉妹を殺す事件がありました。その犯罪者は 16 歳の時母親をバットで殴り殺したの

が快感であったという。獣でも親を殺すことはしません。最近は自分本位で程度を知らない人が増え協力、和に欠けた人物が多くなったように思われます。社会教育は無量大で専門分野の中で指導が必要ではないかと思えます。教育委員会は教育の専門家でありプロとしての自覚を持っています。このままで進むと全てことあるごとに町当局の責任となります。教育委員会に社会教育課を戻し社会教育主事を養成して社教活動に取り組んでいただきたいと思います。町長の考えを伺います。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵邊典章君） それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。まず風倒木による土砂災害についてでございますが平成 16 年の台風により大きな風倒木の被害を受けまして現在も森林組合等において全力で倒木処理を行っておるところでございます。議員が言われますように被害を受けております森林につきましては木の根が起きたり草木が生えていない個所がございます。2 次災害の危険性を心配しております。町といたしましては農林事務所と等協議を行い風倒木被害の広がっている地域危険性の高い個所を確認をして、対策としては採択条件がございますけれども、県費による県営治山事業等での対応等を要望してまいっております。今後ともこの危険個所等についての対策いろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っております。次に社会教育の重要性についてまた現在の新町になって社会教育を生涯学習課で担当させていることについて教育の専門である教育委員会にもどすべきではないかとの質問でございますが、社会教育行政につきましては本年 3 月の議会で山田議員からのご質問もいただき答弁をさせていただいたところでございますけれども、この件につきましては非常に社会教育幅の広い奥の深い問題でありますのでなかなか十分な共通理解が難しいというふうに思いますが皆様のいろんなご意見をいただきながら、また教育委員会等でもですねいろいろな観点から協議をいただいて今後の佐用町における社会教育のあり方進め方研究をしていきたいというふうに考えております。ただ現段階に置きまして私なりの考えを申し上げますと社会教育というのは学校教育のように教えるということが 1 つの主体でなくて住民自らがこの地域社会の中で学ぶということであり、生涯学習といったほうが適当ではないかというふうに思っています。そういう生涯学習ということになりますと非常に幅が広く社会教育という点においては社会教育の専門家というのは逆にはないのではないかなというふうにも思っております。現代の生涯学習のあり方状況を踏まえて総合行政の中でこの社会教育というものを進めていった方が適当ではないかという考え方にたって合併協議の中でいろんな議論を踏まえ担当といたしましては町長部局に位置付けられたものでございます。私は本来現代の社会教育そういう広い意味です。考えますと町長部局とか教育委員会部局というふうに区別するべきものではないかなというふうに思っております。しどちらが担当してもこの社会教育を学ぶ側からすれば別にこだわることはないのではないかなというふうに思っております。そういう意味で担当といたしましてもですねやはり、現段階において町全体のまちづくりという観点のなかで生涯学習課が主体になって担当をしております。ただ現代の担当しております生涯学習課の内容というのが逆にどんどん幅広くなってきております内容が広くて非常にまあ状況を捉えて的確に調整していくというのも広すぎて出来ないという点も見受けられてきておりますのでね、特に子供の育

成、教育等につきまして今後学校教育とそれから社会教育の連携というものを図れるような専門的なこの担当部署をですね設けて考えていくべきではないかなというふうに思っております。その担当部門をですねどちらの教育委員会の方に設置するかまた町長部局としての位置付けで設置するか。この点についてですね今後教育委員会とも充分協議しながら進めていきたいなというふうに思っております。以上、充分な答弁にはなりませんけれども敏森議員からの質問に対しての答とさせていただきます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森正勝君。

9 番（敏森 正勝君） 回答いただいた訳でございますが風倒木による土砂災害について再度伺いたいと思います。特に下石井の中野原それから大船、水根、それから奥海、海内、三河地区でもございますが大・小のつめ跡がありますが放置しておけば傷口がなおさら大きくなる。水根においては治山事業で 6 月末までの復旧工事をしておりますが他の個所も住民に安心感をもてるように早期に対応が必要ではないかと思えます。今回の倒木による崩壊の場合地主への対応はどのようなかなというふうに思いますが、その件についてお伺いします。

議長（西岡 正君） お答えください。

町長（庵途典章君） 担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 風倒木被害は下石井から上石井にかけて非常に大きな災害をこうむっております。県の治山課の方では保全対象を優先ですね現在やってもらっております。現在治山課のほうでやっただく分については概ね計画の 2 分の 1 が現在済んでおると。今年度についても約 20ha ほどをですね計画されております。町の方はですね森林組合の方をお願いして風倒木処理しております。現在ですね申請を出していただいております。そういった方々のですね承諾の上施業かかっておまして施業かかる前には承諾を頂いてかかっておることでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。敏森正勝君。

9 番（敏森 正勝君） 倒木につきましてはわかりましたが、その倒木個所はすべて危険個所と思えますけれど町内で本当にここは本当に急な危険個所であるなというようなどこ有りますでしょうか。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 全て把握はしておらんのですけども県の治山課、治山課についてはある程度把握をしていただいております。そちらの方でまゝ県営の方でやっただいております。町の方はですねやっっておるのは保全対象から保全対象必要なですね緊急を要するようなところは治山課の方で保安林。そういった要件の満たすところはやっただいております。町の方はですね普通林そういった所ですね。危険なところを保全対象の緊急性のある所からやっっておるわけなんで

すけれども。これからは奥の方に、倒木の処理に入っていくということになると
思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 谷になっている個所におきましては治水砂防ダムが必要で
はないかなというようにも思いますし特に民家があったり生活用道路が遮断され
た場合、孤立化し農地への災害も考えられると。集落から要望がなくても連絡を
とりながら県への陳情を早くしてもらって早期実現できるように働きかけを願
いしたいなというふうにも思います。こういったことにつきまして県とのやり取
りという事になりますけれどそういったところの詰めいうものが、うまくでき
ているのかなど。いうふうに思いますのでその点、お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 現在治山課とですね今風倒木の広がりがあるところ。
または崩壊の危険性がある所。またあった所についてはですね今後現地調査
をしてそういうような個所をですね把握して県としても今後の事業計画の保全対
象を優先に検討していくという話をしておりますので今後については現地確認を
しにいこうということで今現在話をしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） はい、わかりました。風倒木個所と山崎断層による地すべ
り地帯との関連はありますか。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

農林振興課長（大久保八郎君） 山崎断層の地震の問題もあると思うんですけども専門的に
はよくわかりませんが。地震がいった場合には非常に危険であるということ
は思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

9番（敏森 正勝君） 今朝も地震があったわけですが、ああいった形で日本列島そのもの
が地震国でございますんでそういった状況のなかでも少し考えていただかなけれ
ばいけないのではないかなという風にも思います。財源のことでございますが水
根の方では災害復旧ということで、一生懸命やっていただいとりますけども、緑
デーの中で考えられるというようなことも聞いたわけですがこの緑デーという中
でのその問題点といいましょうか。地元負担あるいはそういったものはすぐに対
応できるのかなどと思いますが、それはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） お答えください。町長。

町長（庵道典章君） 緑デーの対象事業というのがまだ明確にこれだということ

には決まっておりません。森林の育成という事が一番大きな目的でそれにかかる地域の状況に合わせて要望していききたいなと思っておりますけども。災害ですね対策等について緑デーが使えるかという事なかなかその点はまた緑デーもその財源的にですね、限られておりますので、即今回の台風のような災害復旧等なんかについての緑デーは、難しいんじゃないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） この風倒木につきまして1点だけ聞きたいと思いますが、上流で災害がおきれば下流では田畑の埋没、あるいは民家にも影響が出るかもしれない。いずれにしても災害に強いまちづくりのために最小限の災害を最大限の知恵と努力で食い止めるように考えていただきたいなというふうに思います。県が、治山治水防災計画案をまとめるということで本年度に基本方針を定めるとしておりますけれど、佐用町に要望箇所を調査する連絡がありましたか。それとも県独自で調査するのでしょうか。この点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

農林振興課長（大久保八郎君） これま、町全体の計画になるかと思っておりますのでこういった内容については、まだ文章的には私は確認しておりませんが今後はですねやっぱり町の意向そういった要望もですね、これは当然聞いていただけるものと、というふうに私は思っております。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 次に社会教育の重要性についてでございますが生涯学習課に社会教育主事は何人いますか。また高齢者に対する社教活動は進んでいるというふうに思います。中間どこの20代後半、あるいは30代、40代、若い世代の教育に力を入れなければいけないのではないかなというふうに思います。社会通念上の常識に欠けるように思います、そういったような状況が最近のテレビ報道等につきましても、非常に多くの問題が含まれているなというふうに思いますがそういった問題につきまして、どういう風に思われるのでしょうか。

議長（西岡 正君） お答えください。生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） 現在、社会教育主事としましては私の承知してるんでは、一人おります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、町長。

町長（庵途典章君） 現在のいろんな社会問題事件等の関連でね、これについての社会教育との関連というのは非常に私は難しい問題だと思いますけども。実際全国ですね社会教育の重要性ということは言われて、教育委員会のなかで体制で社会教育部門というものがあって、いろいろとそういう活動をしてきておった訳です。佐用町におきましても佐用郡の中で佐用郡教育のなかで社会教育担当課と

というのが社会教育課というのがありました。ですから長年ですね佐用町としても社会教育にも当然取り組んできておりますし教育委員会としてのこれが部局の中でやってきたという経緯がございます。しかしとはいって教育委員会だけでやってきたのではなくてですね、これは町全体の総合行政として、公民館活動という形で地域づくり村づくりも兼ねてですね、一緒長年の長い間そういういろんな事業も通して一緒に活動してきたと。そのこと自体が社会教育であるという考え方というのをね、だんだんと理解をされそういう社会状況をつくりだしてきたというのが現在だというふうに思っております。ですから、そういう事件とか今の社会のいろんな問題というのが今の教育委員会、社会教育体制のなかで問題があるから、今後まだより危険が出てくるということではないというふうに思っております。それは社会の中での皆のこのまちづくりの取組が地域の子供たちを含めて健全な育成をしていくということ。そういうなかでそういう事件も起こすことも、そういう考え方を社会に適応しない子供たちが生まれていくということをね、防ぐ活動になるのではないかというふうに思っておりますけども。そういう意味で、町私は全体総合行政として捉えるべきでありその中で担当専門として教育委員会であり、またそれぞれの福祉課でありまた生涯学習課でありということになるのではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森議員。

9番（敏森 正勝君） 同じ様な質問かもしれませんが、学校を卒業すればすべて教育は終わりではないと。生涯つきまとうものであって子どもの教育は学校だけでなく家庭教育が大半を占めると思います。つまり家庭教育ができる親が非常に少なくなってきた。共稼ぎのために祖父母に預けることもできないと。それには因果関係がありまして社会教育ができていないから自分さえよければすべて良しと。というような考え方もあるように思えます。自分が悪いことをしていても社会が悪いんだという、全く人事のような考え方が非常に多いのではないかなと。いうふうに思うんですが、こういった問題につきましてどういうふうに思われているでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵途典章君） 今回の社会状況見ますと個人の自己権利意識ばかりが大きくなってですね、社会全体を考えるとというそういう公共の考え方というものが薄れている点はあると思います。その点は教育の中でですね捉えて是正をしていかなければいけない問題だというふうに思っておりますけれども。それが今回質問をいただいております社会教育部門を教育委員会で行うことがその1番いいんだと適切なんだということには、私はまた別の問題ではないかなという風には思いませんね。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 確かにね、別の問題かもしれませんが。ただこういったことにつきましては、つながっていくのではないかなと思います。最近、町内の米田地区におきまして見知らぬ人から子どもに声かけがあったと聞いております。この

4月から、2件目であるというふうにも聞いておりますが、この点につきましては町長聞いておられますでしょうか。先日山崎へ行く途中に、菅野小学校の児童が下校するのと同じ時間帯になりましたけれど、親の迎えだけでなく地域の人々が見守っております。田舎だから安心ではなく田舎だから余計に保護をしなければならぬ状況になっております。顔見知りだから安心とは言えない。この世の中でございます。時代が変わったとはいえ教育がよくなったとは思えません。子どもたちにとっては大人の犯罪が最大の敵であり社会教育の重要性がここにあるのではないかなど。いうふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） やはり子どもたちはこの地域の中で大きくなっております。そういう中で、地域の全体の皆さんが、子どもたちにいろいろと眼を届かして安全、特に安全という問題についてはですね地域全体の課題として取り組まなきゃいけないような、そういう時代、状況ではないかというふうに思っております。それで今回のまちづくり協議会と各地域に設置させていただいておりますけれどもそういう一つの協議会の課題としてもですねこの地域の安心・安全という問題。これは大きな課題として皆さんでいろいろと話あっていただいてどうあるべきか、そしてそのためにはどうすべきかということで活動をしていただきたいというふうに考えております。先ほど言われましたような声かけ事案とかですね子どもを犯罪に巻き込むようなそういう危険性というものがね、すでにこの佐用町内においても存在しているという認識の中でですね、これは各町民皆が関心をもって取り組むべきでありまたその関係部署におきましてはですね、よりそういう問題を提起して適切にそういう事件が起こらないような取組というものを起こしていかなきゃいけないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 暗闇の中で、手で触れなければ何かわからないことより光を当てれば手で触れなくてもその姿がわかります。姿勢の問題で同じことを言うようですが、学校教育だけが教育でなく社会教育が大半を占めておるというふうに思います。親が先か子が先か、教育の重要性はここが原点かもしれないと思います。ちょっと横道へそれるようですが、佐用町は福祉・教育・農政どれを省いても豊かな暮らしとは言えない。安全・安心のまちづくりのために確実な1歩を進むよう心がけなければならないと思いますが、今後何を優先すべきかなど。いう風にも思います。高齢化に伴う福祉問題か、子どもから老人までの一貫教育か、それとも8割を越す農家のための農政改革か、まあそういったところがあると思いますが、すべてこの3点は欠かすことができない状況だと思っておりますけれど。その点は町長としてどういうふうに思われているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然今、敏森議員がお話のようにですね、この私たちが社会の中で皆が生活していくにとって大事なこと、それはもうその安全であり豊かな暮らしでありまた、心の充実そういうことを踏まえてそのそれが実現していくと

ということになります。そういう意味で福祉・農政・教育・文化すべてですね、それぞれ関連をしておりますし、何を1つかけてもですね、バランスが崩れます。ですから町行政というのはそういう意味で総合行政という意味はですね、どの分野においても総合的にこのバランスの良いこの行政を行っていくと。いうことで住民の生活のほんの真の豊かさというものが生まれてくるんだというふうに考えております。敏森議員のご指摘のとおり、私も同感でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） ちょっと横道へそれかけたので修正をしたいと思いますが、そこで教育委員会から、社会教育課を外すことにつきまして、先ほど説明があった訳でございますが、県の教育委員会とのその調整につきまして話があったんでしょうか。なかったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町の責任でもってこの進めておりますから、県の教育委員会と調整するということには行ってないと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 合併協の会議の時に度々行かさせていただいて聞かさせていただいてこともございますが、合併協でそういう話が出ていたと思いますけれども、合併協の委員から何もそういう意見も出なかったのかなというふうにも思います。その点につきましてですねどういふような状況でこういうことになったのかなというふうに思うんですけど。その経緯なんですけどそういうことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 新町の合併するに当たりましてですね、この新町行政運営の大きな課題というのがやはり各広くなります。そしてこう非常にまあ4町というですね、これまで一つ一つ独立してきた行政、町がですね一緒に一体的な町を形成していくには、やはり皆が共通したこの情報へ理解をしていく。そういう活動が必要だという中でですねこの生涯学習、まちづくりは生涯学習からであると。そういうその思いが根底に出てきた訳ですね。ですからその生涯学習を通してまちづくりを進めていく上でどういう組織、体制を作っていくといいか。それはただ、社会教育という特別な部門でなくてですねいろいろな福祉活動、また地域のいろいろな施設の建設をするということも含めてですね、また地域の整備をすることも含めて、また高齢者のいろんな文化活動、趣味の活動、またスポーツ活動、コミュニティを作っていくコミュニケ - ションそういうものを積極的に進めていく上ではですね、いろいろな課がいろんな事務・事業進めておりますけどもそういう事業を通してですね、そういう活動につなげていくと。いうことが一番効果的効率的ではなかったかと。いうそういう思いがあったと思います。そういうことからですね現在の生涯学習を進めていく上では、総合行政を担当していく

町長部局で連携調整をしていったほうが活動がしやすいんだと。ということで生涯学習においては町長部局の生涯学習課に置くべきだという考え方が出たと思います。それにはですね決して急に出てきた話ではなくって佐用町において公民館というね公民館活動という形で公民館を設置して地域の皆さん方、みんながいろんな分野で地域の活動をしていただいております。これは小さな子どもからまた高齢者までですね、一緒に活動もありますしそれぞれの分野において個別の活動もありました。しかしそういう公民館活動を通して地域づくりに関心をもっていたら、地域のコミュニティいうものをしっかりしていただくということが、まず今先ほど言われたいろんな問題、人間関係が非常に希薄になってですね社会問題が起きてるような問題に対してもですね、これは地域力というものを高めることが大切だということで活動してきたことですね。それまで先ほど言いましたように郡教委のなかにおいても教育課というのがありました。ですからそこにおいてはですね社会教育の取組としてスポーツの活動をしたりまた文化活動したりというそういう専門といいいますか、ここの事業としては取組んでいましたけどね、しかし先ほど言いました総合的な生涯地域づくりという考え方ではなかなか教育委員会としてはなかなか取り組めないのが、組織ではないかと思えます。そういうことで今回の合併に当たってはそういう新佐用町の一体的な今後のまちづくりを進めていく上で生涯学習としてのまちづくりこれをメインにですね、考えていこうということで議論があったとで皆さんがそれがいいんじゃないかということで同意をされたと。4町の町長も皆がそれがいいということでこれは決まったことです。ですから私は当面こういう事で一応合併協議の中で協議されてここで進めていますからね当面進めて前向きに進めていく中で先ほど言いましたように、まだまだその分野というのは幅広くなっておりますからね、そこにおいて逆にもっと専門的に捉えていく部署というものもですね必要かなと。そういう中でどこがメインとして担当していくかそういうことを、これからまた必要に応じて考えていけばいいなと。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 当時あの教育委員会との相談でございますけれど、そういうことはありましたでしょうか。

町長（庵途典章君） 当然あの、教育委員会からも社会教育課というものがありましてその社会教育課長も、合併協議の中にでておりますしこういう方向でということでは、教育長にもお話もさしていただいておりますし、最終的に教育委員会の中に今後体制になっていくということについては教育委員会にも諮られたというふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。敏森正勝君。

9番（敏森 正勝君） 今回教育委員会も体制がきちっと決まりましたんですが、社会教育課そのものが教育委員会の中にあつたほうがいいのか、それとも今の現状の体制がいいのかということはどういうふうに思われるか、教育委員会としてお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。勝山です現時点では今の状況を熟知して今後考えていきたい。こう考えております。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9 番（敏森 正勝君） 僕が考えますのは教育に関していえば、教育委員会とあるいは町長部局とに分けますと連絡網あるいは考え方、そういったものが多少途絶えるのではないかなというふうにも思いますし、教育ほど恐ろしいものはないし大事ではないかなというふうにも思います。教育委員会は人づくりの基礎を作る本場であります。こういった状況の中で再度考え方を見直すということは思われませんか。これが、最後にしたいと思います。

町長（庵逄典章君） 私何回もお話させていただいておりますけどね、これは現段階においてこの体制を作ったというのは合併協議の中でこういう議論されて、一応決めてそれにそってですね今進めております。そういうなかで、その進め方について、また、いろんな支障がありですね、問題が提起あるとすればこれはもうまた十分に協議をしながら皆さんのご意見を聞き研究しながらですね、より良い方向に体制にもっていったらいいんだと思っております。ただそういう 1 つの根底として私が言いたいのは、もう社会教育が町長部局・教育委員会部局というようなそれぞれの区別というものがねなかなかして、そこに逆に区別することによってその意思の疎通というものが図れない。そういうことでは困ると思えますね。ですから、私は教育も、全体のこの町のほんとに大事な行政の柱であります。そういう意味では総合行政の一環でありますのでねそういう意味で、現段階においても、教育委員会等充分連携をとってですね、どちらからもその社会教育に対しても教育委員会も充分今の体制のなかでも意見も必要ですし一緒に考えていただかなきゃいけませんし学校教育についてもですね、そういういろんな課題についても教育委員会等町行政がですね全体として一体となって取り組んでいかなきゃいけない。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

9 番（敏森 正勝君） 終わります。

議長（西岡 正君） ここでしばらく休憩をいたします。再開を 11 時半といたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。2 番新田俊一君の質問を許可いたします。

2 番（新田俊一君） 2 番、新田でございます。佐用町の遺族会についてお尋ねをしたいと思います。1 番から 4 番までありますので、多少重複するところがあるかもわかりませんが、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。佐用郡 4 町が合併するまでは各町で独自に慰霊祭をされていたと思いますが、合併後はどのようにされていきますか。お伺いをいたします。2 番目ですが戦前・戦後を通じて国のため家族のために戦死された方々の英霊に対し感謝の誠、英霊に対し心安かれとお参りをしてまいりましたが今現在町長はどのように考えておられますか。次に、3 番目ですが軍人・国民・そして他国の人々の多くの命を奪った明治から昭和の太平洋戦争も敗戦後 60 年が経過しておりますがこれで、後は終わったと町長は考えておられますか。お伺いをいたします。4 番目ですが平成の大合併により 1,412 の市町村が減りましたがこの合併に伴い佐用町の遺族会も大きく変わろうとしていますが遺族会及び忠霊塔の存続についてどのように町長は考えられておりますか。ご答弁を願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） それでは新田議員からのご質問、佐用町の遺族会についてのご質問にお答えをさせていただきます。合併前の旧 4 町での戦没者慰霊祭の実施方法につきましては各町ごとに若干の相違がございました。旧佐用町では 10 数年前から町主催の慰霊祭は行っておらず、各旧村単位にあります遺族会に補助金を助成する方法をとっておりました。旧上月町では 10 年の節目に町主催の慰霊祭を開催。旧南光・三日月の両町では 4 年に 1 回町主催の慰霊祭を開催されておりました。このため今回の合併協議の中でも検討を加えてまいりましたが協定項目のなかで旧佐用町の例によるということとし現在の所何年に 1 回という町主催の慰霊祭は、予定はいたしておりません。しかしながら尊いかけがえのない命を国のために無くされた多くの戦没者の皆様の英霊に対し哀悼の誠を捧げる気持ちに変わりはなくまた、町長としての職責からも、当然の事として戦没者の御霊の安らかなる事を念じ感謝の誠を捧げたいと思っております。戦後 60 年が経過し遺族の皆さんの高齢化も進んでまいりましたが、佐用町では本年も遺族会を組織していただきそれぞれ旧町ごとに支部をまたそれ以前の旧村ごとの 12 分会で地区の忠魂碑をお奉りをいただき併せて清掃活動などを行ったいただいております。また、地区によっては会の活動として毎年護国神社への参拝も行っていただいております。お尋ねの戦後の解釈でございますが私自身といたしましては何時になっても戦後は終わるものではなくつらく苦しい悲しい歴史的事実にたつて 2 度と戦争を起こしてはならない反省として受け継ぎ、新たな平和な社会づくりに取り組むことが責務だと解釈しております。佐用町の遺族会におきましても新町での一本化した組織として活動をしていただいておりますので今後町といたしましても役員の方と相談しながら進めてまいりたいと思います。また各地区の忠魂碑忠霊塔の存続につきましては現在のとおり遺族会の皆さんの協力により守っていただけたらと思っております。以上新田議員からの遺族会についてのこの場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 町長が、英霊に対し哀悼の誠を捧げるという言葉は非常にありがたいところなんでございますけれども、旧きをあたためるといいますか昔から大事にしてきたものを遺族に対して 1,300 円お金をあげたらもうそれは知らんですよと、行政何もしないんですよと。これはちょっとだけない話じゃないかと思うんです。やはり戦前であれば戦死して帰ってくれば万歳万歳というんですか神さんのようにされて迎えられ戦後も毎年のように慰霊祭をされ婦人会の方々も各戦死者の方の墓へずっとお参りされとったような記憶があるわけなんです。それがこう、2 年に 1 度になり 4 年に 1 度となりいうようにな、今度はもう遺族会しなさいよと。補助金は 30 万か、35 万か出しといたらそれでいいと。そういうような状況で済ませていいものでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、そういう補助金を出すということがですね、お金の問題として片付けているようにとられてしまう分があるんじゃないかなと思う部分があるんですけども。そういう気持ちではございません。ただ広くなった中でですねやはり遺族の方も非常に高齢化もされております。それぞれ各旧村また旧町でですね、活動いただいておりますそういう活動としてできるだけ皆さんの力で遺族の皆さんの力で活動いただくことに対して町もですね、そういうお金の面でのなんだかのご支援はしたいしさしていただきたいということでの補助金でございます。まああの遺族の皆さんのお気持ちというのはですね、これは何年経っても変わることないと思いますし、先ほど私も言いましたようにそういう時代の中で命を、尊い命をですね無くされた方へのういう感謝の気持ち、また、悼の気持ちをですね、これを皆が持つということ。このことについては変わりはないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい新田俊一君。

2 番（新田俊一君） もう、1 点ですけども。佐用町の忠霊塔の所有地はどうなっていますか。佐用町全体の分です。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この忠霊塔、忠魂碑につきましてはおそらく昭和 30 年の合併前にそれぞれの旧村単位で設立されたものが多いというふうに理解しております。厳密に 1 基ずつですね全域をどうかという調査まではちょっと今のところりませんがほとんどが旧村単位の所有地、当然新町へ引き継いでる町有地等に建立されているものと理解しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

2 番（新田俊一君） はい、それはわかりました。それでは町の所有地であれば、敷地の管理については町がするのは当たり前じゃないんですか。忠霊塔のぐるりについてはまた別ですけども。これはやっぱり遺族会がするべきなんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これにつきましてははですね、本年 5 月 9 日に町の遺族会等を開催させていただきました。若干地区によってにばらつきはあろうかと思うんですが、遺族会の皆さん方のご協力によりまして今までそれぞれ地区の清掃活動等行ってきております。ただ状況によりましてはですね、例えば旧南光でもあったんですが、その忠魂碑自身がいたんできていわゆる倒壊の危険性があるというような場合につきましてははですね、遺族会と町の方と充分協議をさせていただいているんな政治的な絡みもありますので町がそのまま実施主体になってというのは、なかなか難しい状況もありましたので遺族会の名義をお借りして遺族会の方へ助成金を渡していわゆる忠魂碑の周りの整備を進めてきたというような状況もあります。ですからそれによっては、また状況ごとにですね各遺族会の皆さん方と私どもとご相談させていただけたらと思います。ただ毎日の日々の管理につきましては、現実的には各遺族会の皆さん方が、部落での当番とかいろいろお決めいただいて清掃活動等でおまつりしていただいているのが、実情だろうというふうに理解しております。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） おっしゃるとおりなっておると思うんですけども、遺族会の会員も非常に高齢化が進みましてほとんどの方が若い人でも 60 歳以上というんですか、還暦を迎えたような状況になっておりますが、敷地の管理も非常にこう、草の刈る場所とかいろいろな個所については非常に危険な個所が沢山ございます。聞いておりますと保険等も全然はいいってないと。そうすればこのもし事故があった場合の時なんかはどのようになるのか、そののともちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、今の所現状では遺族会の遺族の会員に皆さん方の奉仕作業という形でやってきていただいておりますので、当然おっしゃるようにご指摘のように保険等は遺族会として加入はされてない。というふうに理解してます。万が一事故が発生した場合という形になるんですがその保険に加入されておられませんのではですね、非常に申し訳ないんですけども今のところ対応はでき難いかなというふうに思います。今後そういう危険個所等があるようでしたらですね、充分また遺族会の皆さん方ともご相談させていただいて、いろんな保険等も検討させていただけたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。新田俊一君。

2 番（新田俊一君） この議員の皆さんのなかにもまあ、戦地に赴いて戦いをされたというような方は余りお見受けしない訳なんですけども。僕ら子ども心にわかっておりますのは、徴兵制度は国が定め、死線五厘の赤紙 1 枚で、戦地に赴き、誹謗の最期を遂げ今もなお外地にそのまま放置されたままになっている人が数多

くおられます。考えてみてください。何処のさなか石ころかわからないものを遺族に渡しこれが遺骨ですと残された遺族が喜んでと思われるのでしょうか。大切な人を失った遺族が戦後どれだけ苦労されたかお分かりでしょうか。町長のご意見をお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） まぁあの、その遺族の方亡くなられたところいろんな多くの方いらっしゃいます。私も叔父が沖縄の特攻で亡くなっております。私が生まれる4年前という事ですけどもたった4年前私が生まれる4年前にそういうことがあった事が事実ですしその思いはですね、遺族の亡くなられた方残された人の思いというのはその私の身近でみても祖母もまた母親たちもいつまでも今でも悲しみというものは消えるものではございません。そういう方が事が日本のなかです、現実その60年前にですねそれが日常的に起きていたという事実そういうことを踏まえてそういうことを2度と起こしてはならない。そういう悲しい思いを誰もがしてはいけないそういう社会を作っていかなきゃいけないということを踏まえて確認をしていかなきゃいけないと思いますしそういう意味で、亡くなられた方へのこういう慰霊祭、忠魂碑をお守りしていくということについてはね、そういう意味で続けていかなきゃいけないことだというふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。新田俊一君。

2番（新田俊一君） 今、おっしゃられたように戦争はないのが一番よいことなんですけど時と場合によっては日本国に対して武力攻撃があるかもしれません。その時において今現在遺族会に対しての考え方で愛国心がもてると思われませんか。日本国のために一命を投げ出して戦われると思われませんか。町長、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まぁ、この遺族会の今の活動の問題とですね、このまだ愛国心といわれることについてはなかなか関連といたしますか即そこにつながらないという点もあると思うんです。ただ今非常にまぁ、なかでも教育問題として愛国心ということについてですね議論をされておりますけども戦後60年私たち戦争を知らない世代ばかりになってですね、ほんとにこの戦争というものの苦しさまたその悲惨さということ。これを訴えながら平和のほんとにありがたさ平和というものがこの空気のようにですね何も努力しないでそういう状況が得られているというそういうことを考えない考えなくてもですね平和な生活ができていく状況に対してですね、今国際状況の中でですね日本がもし戦争他国の侵略なり戦争が仕掛けられたときにですねほんとに日本の国をどうして皆が守っていくか、この平和を守っていくかという事については、これは国の問題として真剣に皆で考えていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。新田俊一君。

2 番（新田俊一君） まぁ、関連がないと、教育基本法とか愛国心とかいうのは関係がない。あるのはあるんですがないというような感じのことなんですけども、僕らが覚えておりますのには、赤紙がくるのを非常に怖がってびくびくしている人らをよく見受けました。勝手のいい時だけ国策だとか政府が決めたからといって一方的に戦地へ派遣され戦死すれば現地に多く放置されたままで未だに遺骨の収集は済んでおりません。これでは戦後は終わってないしこれからの日本を支える人材を育てるためにも、町も国も過去の過ちをきちっと整理してから納得をえてから、一步ずつ、改革されていくべきが、町長はまぁ、強引に合併協とか、いろんなこと話されたとか、そういったことで片付けてしまわれてると思うんですがいかがなものでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 合併協議のなかではそういう今後方針取り扱いをして行くということでの合意がされておりますけどもね、その活動として遺族会新町全体の遺族会というものも結成をされてそれぞれの分会の活動もいただいております。だから、そういうなかです遺族会としての皆さんの思い、また考え方というのでも聞かしていただいて、今後どうしてどういうふうな、やはり町としての方針、取組をしていくか。これは考えて協議していかしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。新田俊一君。

2 番（新田俊一君） いろいろお聞きしましたが、せめて町は補助金だけではなく忠霊塔付近の草刈等についても、また敷地内のいろんなものについても事務局が主体になってやはりこれはあの整備していくべきじゃないかと思います。毎年慰霊祭せえというのも非常に大変なことだと思いますんでよく言われる 5 年に 1 回とか 10 年に 1 回とか節目にね高等学校にも 80 周年記念とか今度は 100 周年記念ですか、あるようにやはりそういう節目にはやっぱり町が主体となってそういう慰霊祭をやっていただけるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） そういう忠霊塔等の清掃とかまた管理につきましてはですね、それぞれの地域によってその場所等もいろいろと、私は違ってるんじゃないかなと思います。佐用の佐用地区なんかの場合はお寺の中に隣接されておりますし、また域の広場なんかには設置されている場合もあったり、それはそういうね、状況に併せてまた、問題それぞれの状況で議論検討させていただいたらと思っております。また慰霊祭等につきましては今新田議員からそういうお話がありましたけども、これは遺族会の皆さん方ともですね、また話をさしていただいて協議をいただければというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） まあ、これから若者先ほども教育委員会のことでお話がございましたけどもこの遺族会の後の処理についてもやはり、町とか行政が一生懸命取り込んでいくことこそが、やはりこれも 1 つの社会教育の一環じゃないかと思えます。私がここでえらそうなこと言う訳じゃないんですけどもすべてにおいて昔のものはどんどん捨てていって、国民保護条例やとか慌ててこう飛びついて言うんですか、国が直に制定するとか。そういうようなことにばかり走られておるとやはりそういう古いものをきちっと整理してからそういうことをやるべきじゃないかなと。思いますしそれが今後の教育委員会の方についても同じ事です。やはり昔はこうだったんだから、こういう事はきちっと守っていこうという 1 つの柱ができてくるんじゃないかと思うんです。だから、これからはどうぞ、遺族会の方が相談にこられましたらよくご相談をさせていただいて丁寧にお教えいただいて前向きのお話をさせていただくように忠心よりお願い申しあげまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） ここで、休憩をいたします。再開を午後 1 時といたします

午前 11 時 52 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩前に引き続き一般質問に入る訳ですが、クリーンセンターの所長の森脇正洋さんが、午後、欠席さして欲しいということで、理由については病院へ行きたいとこういうことでございますので、皆さん方にご報告をいたしておきます。
それでは、一般質問に入ります。8 番、井上裕文君の質問を許可いたします。

8 番（井上洋文君） 8 番、公明党井上洋文でございます。私は今回 3 点の質問を行います。第 1 点目は食育の取り組みについてです。豊かで健やかな食生活を目指し昨年 7 月試行された食育基本計画の考えを具体化する食育推進基本計画が今年 4 月からスタートしました。食育に関心を持って人を 9 割に朝食を抜く小学生をゼロにするなど、2010 年度までの目標値がきめられ、「食」へ理解を深める思索や食育推進運動の展開などを自治体に求めています。すべての世代の人々が食生活の関する正しい知識をもち実行することはなかなか難しいことですが子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されることであり地域や社会をあげて子どもの食育に取り組むことが必要であると、政府も訴え、特に学校主催として子どもたちへの食育啓発に携わる文部科学省では子どもたちに望ましい食習慣を身に付けられるよう学校における食育への推進を図ると様々な事業を展開しています。子どもたちからの食・教育推進により健全な食生活を送れるようになると思います。本町として学校での食育に対する取組はどのようにされているのかまたされようとしているのかお伺いいたします。

2 点目は、活力あるまちづくりであります。補助金や交付税を削減する代わりに削減に見合う税源を地方に移譲させることで国の地方に対する権限を縮小し地方が独自の判断によって、より地域の実情にあった行政を行うようにしていく、三位一体改革が行われいよいよ自治体間の生き残りを賭けた厳しい町づくりが始まり平凡な町づくりは取り残されてしまいます。本町は合併したとはいえ過疎地

域であり近隣市町と同様に若者が流出し高齢者が多くなり結果として活力が失われ自治会活動等ができない集落もある現状であります。町内一人住まいの家庭が1,100戸もあり10年後のわが町を考え何とかして活性化を考えなければと。そこで私は次の2点についてお伺いします。第1点としましては天文台と連携した活性化対策です。旧町にはそれぞれの多彩な名所や観光資源があり優れた特性を伸ばしていくことが大切であり、地域間競争によってお互い刺激しあい努力することが必要であるが国内最大の望遠鏡を有する西はりま天文台は、本町を全国にアピールする絶好の施設と思います。本町住民が一体となり最大の行事を毎年行い町おこしへの挑戦をすることについてはいかがお考えかお尋ねします。第2点目は、人づくりの問題であります。何事をするにもまず人づくりが基本と思います。佐用を愛する人づくりの推進についていかがお考えかお尋ねします。第3点目としましてこのとり会事業についてであります。縁結びの機会を提供するこのとり会事業は少子化対策のなかでももっとも力をいれてとり組むべき事業と思います。今まで行った事業の成果と今後の取組についてお伺いします。以上、3点の質問を行います。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） それでは井上議員からのご質問につきまして答弁をさせていただきますけれども、最初の食育の取組につきましては教育長の方から答弁していただいた方が適切かもしれませんが、最初に私の方からこの場での答弁させていただきます。平成17年6月に食育基本法が成立をし同年、7月15日から実施をされております。この法律は制定された目的は国民が生涯に渡って健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるようにするため食育を総合的に推進することにあります。佐用町の各小・中学校ではこの法律ができる以前から食教育の重要性を認識し、生活科の時間、家庭科の時間、総合的な学習の時間等において食習慣の大切さを見直し指導しております。給食の時間におきましても毎日、全教職員で指導しており残す児童・生徒は大変少ないというふう聞いております。平成15年から16年度にかけて久崎小学校が中・西播地区の食教育の指定をされ、町内外からその実践について高く評価を受けました。久崎小学校以外でも多くの小・中学校において家庭や地域の方々と連携をし地域の食材をテーマにしながら、食教育の推進を進めているところであります。この度食育基本法が制定されたことにより将来学校において指導体制をより充実させるため栄養教養制度が平成17年4月より開始され、本町においても学校栄養職員の方々にあらゆる機会を通じて研修をしていただき資格取得に向けて努力をいただいているところでございます。食が注目されている現在朝食を食べない児童・生徒一人で朝食をとっている児童・生徒。またすべての学年において肥満傾向の割合が増加している等々言われております。これは決して学校だけで対応できる問題ではなく家庭や地域の方々の理解と強力を得ながら、推進しなければならない問題でございます。今後一層望ましい食習慣の形成に向けて、指導としてまいりたいというふうに考えております。

次に活力ある町づくりについてのご質問に対してお答えをいたします。合併後の新佐用町の活性化の取組でございますが議員ご指摘のように、新佐用町は過疎地域であり町域も広く、自然的条件もかなり厳しいものがあります。また高齢化

率も高く財政的にも非常に厳しいところであります。そういう状況の佐用町ですが合併したことにより旧4町が持つ、自然的、歴史的、観光資源等発掘しネットワーク化して、佐用町の特徴、魅力を情報発信することが、地域の存在をアピールすることになり、交流人口の拡大や産業面の振興にもなり地域の活性化につながるものと考えます。そういう意味で議員ご指摘のように世界1の望遠鏡を持つ、西はりま天文台は全国的な施設であり佐用町を全国にアピールする絶好の施設であります。現在、西はりま天文台としましては地域住民との交流事業として職員が地元に出向きスターウォッチングや講座を行うとともに夏休み親子教室の開催等地域に親しまれる事業も展開をしております。対外的なイベントとしては毎年、8月12日にスターダストイン大撫、月と星の祭典の催しを実施しておりますが黒田園長も県立大学の教授として全国を飛び回って活躍をされており、その西はりま天文台関係者とのネットワークを活用して2mの望遠鏡をシンボルに佐用町を全国はアピールをしていただいております。今後さらに大きな可能性を生み出すよう積極的な取組を天文台とともに考えていきたいというふうに思っております。

次に、人づくりの問題で自分の町を愛する人づくりの推進についてどう考えるかという事でございますが、1つは学校教育のなかで地域教育として地域の歴史、自然、誇れる伝統、文化等を体験も通じて教えていき地域の良さや町を愛する心を醸成することが肝要であると考えます。また住民と行政の役割分担によりお互いに協力しあいながら課題解決を図りよりよい地域づくりや町づくりをするため協働のまちづくりを推進していく考えであります。各小学校単位に地域づくり協議会を設立して自らの地域は自らの力で考え守り育てる住民主体の町づくりに取り組んでいきたいというふうに思います。人のつながりや交流を通じて、地域課題や夢を話あっていただきながら様々な活動に取り組まれるなかでふるさとへの思いや愛着が芽生え深まっていくものと期待しております。これらの地域活動づくりを支援するため、まちづくり活動推進委員さんの研修や地域づくりのリーダーを養成するための講座等の開催や町を上げての支援体制を作るため職員による地域担当職員制度の導入も検討し実施いたしております。こうした総合的な取組のなかで自分の町を愛する人づくりも推進できるものと考えております。

次に、コウノトリの会事業で行った事業の成果と今後の取組についてのご質問にお答えをさせていただきます。県では県内農産漁村部の男性と都市部の女性との出会い交流の場を提供し豊かな自然の中で共生する新しいライフスタイル作りを支援するコウノトリの会は、平成11年の10月の会の発足から6年半を経過いたしております。会員登録数は2,800人を超え年30回程度の交流会を実施して現在80組の成婚カップルが誕生しているように聞いております。また本年から兵庫出会いサポートセンターが設置され企業、団体、自治体と様々な出会いの場を企画するホテルや旅行代理店などとの連携を図る活動も始まっております。町が実施する事業は佐用町コウノトリの会で実施しており町から助成金を交付しております。合併前は、旧佐用町で活動をしておりましたが、合併後は新町域の未婚の方を対象に事業を行っております。交流会の参加者は、男性は町民に限り広報誌でのPRのほか会員に直接通知をして事業展開をしております。男性会員は現在、約30名です。交流会実施後の追跡調査は、参加者の重荷となったり個人情報の保護の観点から実施していないので実際の成婚カップルが何組カップルができたかという事については、把握はしておりません。また推進員として、地域の方々にお世話になっておりましたが、現在では気楽な交流会を実施するために会員で企画から実施までを行っております。女性の募集については、県の協力を得て毎月

会員に送られる会報誌に同封して PR をしてもらっております。交流会については、年 3 回実施をしております。特に大きな成果はでていないと思われがちな事業でございますが、過疎地域への定住人口増につながる大変大事な事業であることを認識しておりますので今後も継続していく考えでございます。今後の活動にも充分ご理解いただきますようお願いを申しあげ、この場の答弁と指していただきます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 1 番の点食育につき、再質問させていただきます。ここ数年その私のような肥満児やまた痩身の生徒が増えているという、全国的な傾向なんですけれどもこの佐用町としましてはどんなんですか。各学校肥満児や痩身の生徒の割合は。どのくらいの数値になっていますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。やや肥満児傾向の生徒は多くなっているとか感じております。数値につきましては、現在手元にありませんのでお答えできません。なお、あの食の朝食とかそういうことにつきましては、私の前任校では相当数のものが朝食も食べてきていると。しかし一部の者については、食べてきてないと。そういう現状が見えてきています。以上です。

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8 番（井上洋文君） この食育基本法はですね国民全体が食に対しての認識を新たにし食の乱れと健康問題について考えていこうという、今一番重要な問題になってる事ではないかと思う訳ですけど。町の方の取組としましてこれまゝ、旧法のなかに昨年の 6 月にこの基本法ができたということで、毎年 6 月を食育月間またこの継続的に食育運動をすすめていこうということで 19 日を「食育の日」と決めてる訳ですけど、町としての取組どのようにされているか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） お答えください。

健康課長（達美一夫君） 答弁させていただきます。健康課としましては、この 6 月に募集をいたしまして、食を育む教室という事で募集をさしていただきまして毎月 1 回研修なり食事作り等やっております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

8 番（井上洋文君） それとあの 9 つの分野でこの数値目標を国は定めておる訳でございますけれども、そのうちに食育に特に関心をもっておる人を 70%からこの 10 年間で 90%にと、また朝食を抜く小学生を 4%から 0%へと、学校給食での地元地産地消、地元食材の使用割合を 30%以上にということなんですけども、先ほど答弁ありましたけども、このことについてまだ具体的に取り組んでおるといことはまだございませんのんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（達美一夫君） 健康課部門につきましては、今年「健康佐用21」の策定を予定しております。この食についてその計画のなかに入れるように計画をいたしております。それと他の部分についてはその各おのこの関係のところでちょっと答弁をしていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） 食材給食等における食材ですね、地産地消の勧め町内で生産されたですね、食材をですね学校給食に使っていこうというこれについてもまだ数値目標とか具体的なですね、できるものはすでにやっておりますけども。今後どういう点が課題でありそれを伸ばしていくためにはですね、どういう取り組みをしていったらいいかというようなこと、これはこれから積極的にですね、それぞれ生産者とまた学校、給食センター、そういうことで話を進めていきたいなというふうに思っております。現在のところできるものしかやっておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） また、数値目標を決定していただきたいと思います。それとあの、前に昨年笠教育長の時に町長も答弁ございましたけれども、栄養教員がまあ、大学の講座を受けてそして、栄養教諭になる制度があるんで昨年でしたか夏休みの期間中にその教員の免許を取りにいかすというような答弁ございましたけれども。その後、この教員についてはどんなですか。免許は取れて各学校には配属されておる訳ですか。そこらをお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。先ほどご指摘の件ですけれども現在栄養職員が研修に行っておるという状況であります。県ではまだこのことが導入されておられませんので免許の取得段階、条件整備の段階である。そのように理解しております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） 条件整備ということなんですけども、これ県の方のですね、事業として郡教員としてこの免許取れたということで、すぐにまあ、配属するということのようなことはできないんじゃないかと思うんですけど、そこらの手順というんですかね、そこら、お聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在の所、そこまで認識、私しておりませんが、教員の人事採用につきましては県の教育委員会の方向それを受けて市町教諭もそれに応じ

ると。そういう形になろうかと思えます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 子どもの時のやっぱり教育という事が食育に対して、特に必要じゃないかと思うんです。私らのような年齢になりますと酒を飲まんと寝ようと思っても、やはり飲んで寝たりするようなことが往往にしてありますし、やはり子どもの時にそういうやっぱり教育をしていただくということが大切じゃないかと思えますので、この点については、力をいれてやっていただきたいと思います。それとあの、2 点目の活力あるまちづくりについてでございますけれども、この半年間旧町でいろんな行事が行われまた行われましたけれども。新しい町としてその一緒になってやはり、町民意識一体となつての取組が今までなかったように思うんですけど。ただあのこの天文台を 1 つの核にしてその町おこしをやるということもそうなんですけれどもやはり、町民が一体となるというそういうイベントについて、町は町長はどのようにお考えか。やはりそれぞれの旧町の多彩な文化とかいろんな分に対しての違いがあると思えますけれども、折角新しい新佐用町ができたわけですけども、それに対して一体となつていくような町民を上げて、お互いまあ、各旧町が競争していくということは、いいことなんですけども。年に 1 回くらいは、町民上げてですね、一体となつていくようなそういう行事に対しての町長の考えはいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 当然これから、まだ合併してですね、1 年経ってませんし、そういういろんな新佐用町としての今言われるような町民の意識の情勢をしていくためのですね、これはまあ、町民の皆さん方からもそういう思いというものが生まれてきているなかで、やっていくべきだと思うんですけども、検討すべきだと思いますけど。ただそれを行っていくためにはですね、これまでそれぞれの町で、いろいろな行事も企画されてですね、長年、それを努力していい催しもあります。そういうものにですね、今度は新町自分たちのまた、町の行事もよしとしてですね、皆さんが一緒に参加していくとそこへ参加していくことによってですね、町民の一体感というものが出てくるのではないかというふうにも思っております。ですからまあ、新しい新たなものを作っていくということ。これも当然今後の取組としては、必要でありますけれど直ぐにですね、即そういう行事なり、取組というものをやろうとしてもですね、なかなかこれだけ広い町域のなかでですね、町民が皆が 1 つの思いでなっていくようなものをというのは、少ない。難しい現状ではないかなという思いもあります。ただまあ、先ほどご指摘のように、西はりま天文台というのは、過去から旧上月、佐用町での運営をしておりましたけども、これは県の施設ですし、規模からしてですね、全国的な規模の施設です。こういう施設をこの新佐用町の町内だけではなくて、町外、県外、また全国からも注目していただくアピールできるようなね、活動として考えていくことがまた、町民の意識を 1 つにしていく、1 つの取組にもなるだろうという思いはございます。そういう意味で、今天文台の一番大きな行事としては、8 月に星の祭りというのを、月と星の祭りというのをやっております。こういう内容をですね、今後さらに検討を加えていきたいなというふうにも思っております。これはまあ、天文台の方も

ですね、職員もどういふうにこれまでのイベントを更に発展をさしていってそういう町民みんなの行事としてこれを発展さしていくにはどうしたらいいかということ。これはまあ、天文台としても考えていただきたいなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） いいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） そういう町長の答弁であれば納得するんですけども、やはりあのこの天文台、私らもそうなんですけど。この天文台に対して町民の意識がですね、やはりもう1つではないかと思う訳なんですけどもこれは、私だけかもわからないんですけども、いろんなイベント今までされてきたことに対して、これは敬意を表するんですけども、そのことに対してほな町民がその天文台があるからいろんな町おこしができ村おこしができ、また、経済的にも潤ったというようなことが余りその、ないんじゃないかと。やはり折角天文台があるんですからこの天文台を核にして星空懸賞とかですね折角ですからこの佐用町としての星をですね、佐用町はこういう星の町であるというような、そういう星の名前くらいですね、佐用町に見合うようなものをつけたりして町民上げてこの天文台でいろんなイベントやってるだけと違って、その町民全員がそれに参加できるようなそういうイベントにしていきたいと思う訳ですし、それから天文台にちょっとお聞きしたいんですけど、この天文台の会員、私もなんですけども、なって今はなってない（聴取不能） こらをお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

天文台長（黒田武彦君） 非常に厳しいご指摘もいただいている訳ですけども、実はあの、町民のですね、友の会の会員に占める割合っていうのは10%以下であります。実際数は38名程度でございます。全体の数が670名くらいおりますので佐用町は38名ですから、10%というより5%強という感じでございます。実はここが出来上がりました、1990年当時は、240名くらい佐用町に会員がいらっしゃいましたけれども、今、ご指摘のようにですね。やはり町民との融和はかれてないという部分が若干ゆがめない事実としてあるんじゃないか。という風に理解をしております。私どもとしましては、どんどん地元に出かけていきまして、先ほど町長もご答弁申しあげましたけれども、星の出前をやってあるいは講演会やったり、講座をやったり、地域住民にできるだけその連携できるような形で行事をやっているんですけども。なかなか敷居が高いとお見受けされてるのかも知りませんが、ほんとに自分たちのものとして天文台をみていただけてない部分が若干まだ残ってるというふうに思っております。ですからこういう部分はできるだけ、我々も反省すべきは反省しながら、より住民に密着した形の行事をこれからもやっていきたいと思っておりますし、これも町長答弁なさいましたけれども、夏のこのイベントはですね、過去は最高3,000人くらいは集めたこともございましたし概ね大体、最近では1000名から2000名の間くらいを推移しておりますけれども。全国の状況見ましたらいろんな町がですね、例えば、山梨県の原町でありますとか、岩手県の住田町とかここよりもうんと小さな町域でですね、1万人規模の人々を集めたイベントが毎年行われているという実態見ましてもやり方によっては人々をもっと集めることができるのではないかと思っておりますし

魅力あるそういう行事を遂行できるのではないかと、そういうふうを考えておりますのでまちづくり課、商工観光課等とも協議しながらですね、いい行事を組んでいきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） 天文台長の意見をお聞きしまして今後やはりあのその上だけではなしに、今言われたように、まちづくり課ともいろいろ検討しながら折角のこの天文台をですね、町民あげてやはり認識をしていくというそういう方向性でお願いしたいと思えますし、またいろんな場所等にも星の名前を付けてみたり、これあの八重玉山ですか、国立天文台があるところなんですけどもイベントするその1時間ほどは町内全体を真っ暗にしてみたりというようなそういうことをして町民あげて市民上げてやってるといいうような行事になってるわけですけど、ここらをややはり折角な天文台でございますので、今後やはり、その面についても検討していただきたいと思えます。それとあの次の人づくりの件なんですけれども、数年前に同僚議員と視察に行った、矢祭町という合併しないということを選択した、小さな町なんですけれども、自己決定自己責任による小さくても独立独歩の町づくりを進めていると。ここで特に感心したことは自分の町を誇りにできる人づくりをしておると私もあのいろんなところへ行ってですね、聞く訳なんですけども自分がやはり町に誇りにいけないところがやっぱりなかにある。どこからこられたんですか。言われたらいやもう佐用の山奥でというようなことがなかなか言いにくい。「佐用町です。」ということが誇りを持っていえるような、そういうあのまちづくりって言うんですか、人づくりっていうんですか、そういう佐用に誇りが持てるような人をどんどん作っていくということがこれまちづくりの基本ではないかと思う訳です。その自分の町にまちに誇りをもてないような人は、いくらいろんな事をやっても、これはまあ、人を寄せることもできない。やはりあるところへ行けばおいしいものがあればそれは友達に、また友人知人にあっこへ行ったらおいしいものがありますよというのが、人間本来の在り方ではないかと思う訳ですが、そこら、その佐用町には、ものすごくいいそういう天文台が在りますよ。また、おいしいものありますよ。また人間味あふれたところですよ。というようなことを言える、そういう人づくりっていう事が、僕は基本ではないかと思う訳なんで、そこらへんの点について先ほど、町長答弁ありましたけれども、もう一度答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはり町はですね。自分たち一人ひとりが、自分たちが作っているんだと。いうこと。だから佐用町を作って形成してるのは自分もその一人であると。いうことの中でですね、そこで、町に対して思いというものが生まれてくるのではないかとこのように思っております。そういう意味で町の良さということだけではなくてですね、自分の町の在りようあり方というものの現在の状況というものをね、正確に正しくやっぱりしっかりと見つめるということが先ず大事だというふうに思えます。そういう中で他にない他町に誇れる魅力、良さというものをね、どういうものがあるのかそれはやはり自分の町だけのことを考えるんじゃなくって、他の地域町とも比較しながらですね、しっかりとやっぱし、正し

く判断していくそういう知識も、情報も必要ではないかと思います。そういう意味で、今回のまちづくり協議会のなかです、いろんな、皆さんが話し合いをし皆で情報交換をする場としてやはり協議会というものが先ず活動していく必要があると思います。そこからですね、自分たちに足りない部分そしてもっと良さを伸ばしていく部分そういうものが見えてきてですね、皆が共通理解をするなかでこの地域に対しての思いというものがね、しっかりと思いというのはやはり要求することだけじゃなくてですね、自分たちがやっぱし、その責任を持つということだというふうにも思います。ですからそのなかには、現在の佐用町の財政状況とかそういうものもやはりみんな厳しいとか苦しいとかいうだけではなくてですね、本当に中身がどうなんだと、そういう具体的にしっかりと理解をしていただくという中でですね、皆で皆さんと一緒に考えていただくということ。そういう活動が必要であり、そういう中から自分たちの町へのしっかりとした責任と愛着というものが生まれてくると思いますのでこの合併協議会でいろいろと議論もしてきましたけれども、今後のまちづくり協議会の設置ようやくですね、これが出来上がってきたとこですけれどもここでの今後のですね、取組活動というものをやはりこれから積極的に進めていくべきだと、いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） それから、続きましてコウノトリの会の事業についてですけれども、これは独身の男性がですね、だんだんだんだん年をいってきて、そしてまあ母親と二人暮らし、1つの例なんですけれども、二人暮らし、そうすると母親もだんだん年をとっていく。そして、母親がお亡くなりになるとそうするとその男性が1人残ってくる。というようなことで、先般もあるところへいきましたら、少子化対策ということで、子どもに対してのいろんな政策を私たちも考えとんですよという話をしたんですけれども。その時にそれ以前の問題として、やはりうちの息子にやはりお嫁さんがほしいんやとそれがまあ、1番なんやという話をされてそれ以上、私も話が出来なかった訳なんですけれどもこの町内の男性相当やはり、適齢期を越えたそういう方がいらっしゃるわけなんですけれども。この結婚適齢期の男性がこの町内に、何人くらいいらっしゃるって30代、40代、50台くらいの年齢層がどのくらいいらっしゃるかというようなことについての把握は町としてされてるのか、どうかその点お聞きしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 状況は、大体ねそういう方が沢山各地域、沢山いらっしゃるということは、当然理解、認識してまいりますけれども、細かく何歳くらいの方が何人ということまでは、これは調査はしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。井上洋文君。

8番（井上洋文君） 私ね3集落ちょっと例をとってみますと、K集落という集落ですけど、150所帯ほどの集落、30代の男性が15人、40代は6人、50代は5人。O集落、52所帯30代の男性が4人、40代が9人、50代が3人。またS集落につきましては、32所帯の所帯のなかで、40代が4人、50代が1

人と。いう、そういう独身の男性がいらっしゃるわけなんですけれども、こういういろんな出会いの会であるコウノトリの会の事業する上においてもですね、やはりあの独身男性と都会のこの町内の独身男性と都会の女性との触れ合いの機会を提供してる訳なんですけども、この男性が独身の適齢期の男性がどれくらいの人数いらっしゃるかということがですね、つかんでなくて何でこういうイベントいうんか、義務的にやってるだけやないですか。そこらの件どうですか。

町長（庵途典章君） 相当数いらっしゃるといことはよくわかってる訳です。ですから、そういうその状況の中で少しでもそういう機会を作っていこうということでやっておりますので、何人具体的に細かく計算上調査をしてですね、何人いらっしゃるか、どの希望でという形で捉えてるわけではありませんけれども、今議員さんがお話のように各集落みてももう大体何人複数の方ですね、相当数の方がいらっしゃいますので全体としても何百人というね、方がいらっしゃることは間違いのないことです。ですからそれに対してこれまで旧佐用町においても皆さんにそういう方を中心に情報交換をして広報等なんかですね、一応 PR をして参加をいただくということでやってきました。しかし実際にそこへ参加をしていただく方がね全員の方ではありません。やはり逆にそこへ参加していただくような方は、まだ積極的に考えておられますけれども、それがなかなかそこへ参加されない。そういうところへも出れない出て行くのになかなか恥ずかしいというようなね、気持ちを持っておられる方もたくさんいらっしゃることも確かだと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 交流会もっていただいとる訳ですけども、町長、答弁ありましたように、そこへ参加できないって言うんですか、しづらいそういう方が相当数いらっしゃるわけなんですけどもそこらの件について、ただ今回 15 名ですかの男性とですね、女性とを、ひまわりを南光町の方でイベントを行うということでしたかね、載ってましたけども。ほいでね切実な願いなんですけどもこれまあ、北部だけと違って町全体だと思えるんですけども、地域の伴侶を求めてですね、そういうすばらしい家庭を築きそして子どもを育てていきそして、地域に活力を与えていくとそういうことが出来ないということですね、これは町としてもただ若い人っていうほど、まあ、37 歳まで位の人の参加ということでしたか書いてありましたけどもやはり切実な問題なんで町長がその推進員をですね、前にも質問したことあるんですけども推進員を今 2 名ですか県から委嘱されている推進員さんいらっしゃる訳なんですけども各旧町くらいにですね、町長がそういう推進員さんその地域のなんでも知ってる顔役ってというような方を推進員にですね委嘱してそしてもっと細やかにやはり当たっていくということも必要やないかと思う訳ですといたしますと、先般も 2、3 の独身の方にお聞きしたんですけどもやはりそういうところに出て行くということに対してどうしてもやはり年がいけばいくほど抵抗があるということで、個人的に前のような仲人さんいらっしゃって話を持ってくるといような時代ではないかもわからないですけども、そういうことをやっぱりすることによってやはり成果が上がってくるって言うんですかではないかと思うんですけども、そこらへんの意見について、パソコンでもみてましたら、平成 15 年くらいですから今から 3 年間くらいにも。そういうようなことやって成

果を出しているようなそういう町もございますし、そこらの件についていかがですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） これまでのですね、そういう出会いの場を作るという町が主催をするような取組についての結果を見るとですね、なかなか限界があると思います。特に都市部の女性と田舎の男性というようなね、そういう設定もですね、これも非常に無理な点があるような感じもするわけです。それはやはり結婚なりというのは非常に個人の最終的に価値観とか生き方だとか、の人の感情、思いのなかで生まれるものですから、そういう機会をただ1回、2回作ってもですね、そこにそのチャンスとして、チャンスはあるかもしれませんがそれがその成果につながっていくというようなことが非常に薄いという点があったと思うんですね。ですからこういう状況をみると、私も時代が違うからと言われますけれど、ほんとに昔のようにそれぞれの人生の先輩がですね、一人ひとりこの周辺をみてそういう方に少しでもアドバイスしたりそういう話を仲立ちをしていくというようなね、やはりみんなの取り組みがないとですね、この実際にこういうイベント的なことだけでは、そら当然解決はしない話だと思います。今、少子化と言われますけれども実際に結婚されている方はね、2・何人、3人近い子どもを持たれているのが現状なんですよね。だから1・何人という数字は、結婚されてない方が逆に半分いらっしゃるから、そういう数字になってるとい点から見てですね、これは私たち佐用町だけじゃないね、大きな国の問題としてこの人の生き方として家庭を持ち、結婚して家庭を持ってですね、子どもを作っていくという、そして次の世代にまた渡していくというですね、こういう1つの人生の在り方、社会のあり方というものに対してですね、この辺にも教育の問題としてもね考えていかないと即その効果的な対策というものは、なかなか生まれません。そうはいってもですね行政が出来ることは何かとなるとそういう県もこういう対策の中でまず出会いの場をきっかけを作るというね、そこまでの話の中でできることを現在やっているという状況ですから、この点については全く効果がないという訳ではないんで、町としてもこういうことはこれからも工夫しながらね、進めていきたいと思っております。そういう中でいるんな、皆さんとも、地域の協議会のなかでもそういう問題が話合われてる思うんですけどね、地域の皆さんにもですね、個人のプライバシーの問題といわずにですね、人生、それぞれの皆さんが地域の中で身近なかでですね、そういうこのきっかけ、また橋渡しをですね、していただくような、取り組みをしていただきたいというような話をね、進めてみたいなというふうには思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8番（井上洋文君） 結婚をしたくないと、いう方についてはそれはそれでいいと思うんですけども、やはり結婚したいけれども、結婚する相手がその、見つからない。これはまあ、個人の問題もありますけどやはり行政としてもその点やっばり力を入れていくべきじゃないかと思う訳でございますし、私もこのコウノトリの会については、再三質問させていただいたんですけど、そのなかで1点、この本町の男性と都会の女性ということだけではなく、やはりこの美作市やこの鳥

取県の智頭町、まあ、町名変わったかもわかりませんが、智頭町とか、宍粟市とかその近隣のやはり市・町ともですね、連携を組んでやはりあの昔はやはり近隣との縁組はものすごく多かった訳ですけどもそこらへんに対しての同じイベントするんであれば都会の女性ばっかしではなしに、そこらの女性に対してもやはり声かけをすべきじゃないかという質問をさしていただいたんですが、それはどんなんですか。その後やはり、そこらの女性に対してのやはり声かけて言うんですか、そういうお誘いってというのは、されとる訳ですか。

議長（西岡 正君） お答えください。町長。

町長（庵造典章君） 具体的にそういう面まで含めてですね、情報を各市町に働きかけて流していくというようなことはできてないと思います。その裏にはそういう周辺、同じ近隣になってきますとね、各市町ともかかえている問題は同じ様な状況を抱えております。ですからまあ、当然そのお嫁さんにきてほしいという要望の方がお互いに強いわけですから、そういう女性の方だけをね対象にこちらからきてほしいということその町に行政に市町に頼んでもですね、お互いになかなか、積極的に協力してもらえないというのが現状ではないかという思いはしております。

8 番（井上洋文君） 以上で質問終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言が終わりました。続いて、18番平岡きぬえ君の質問を許可いたします。

18 番（平岡きぬえ君） 18 番議席の日本共産党の平岡です。3 項目について質問を行います。まず 1 項目目は、外出支援サービス事業の全町実施についてです。庵造町長は町長選挙で、子どもからお年寄りまで安心して元気に暮らせるまちづくりとして、福祉タクシーや、ひまわりサービスなど外出支援サービスを充実しますと公約されています。公約を守る立場で、制度の充実を図ることが、町長の住民に対する責務ですが、公約は守られるのか具体的に伺います。ひまわりサービスは、65 歳以上の高齢者などの通院や公共機関買い物などの交通手段確保のための移送事業として、旧南光地域で平成 14 年 4 月からはじめられました。平成 17 年度の年間の利用実績は、9,126 人とよく利用され関係者から喜ばれている事業です。そして新佐用町全域に拡大が切望されている事業です、6 月 1 日の外出支援特別委員会で提案されたひまわりサービス事業の内容は利用対象者から 65 歳以上の高齢者はずし、要介護認定者などに限定した内容となっています。これでは、公共交通のない地域の住民の足を確保する手段として利用できる現ひまわりサービスが様変わりします。現在南光で運行されている制度の後退は、関係者等の理解を得られるものでは在りません。当局提案を知った住民からはこれからどうするか不安だという声が私どもに多く寄せられています。対象者に 65 歳以上の高齢者を加えた現状の制度で取組むことが公約を守る事ではありませんか。町長の見解を伺います。現制度のひまわりサービス事業を全町で実施した場合の事業費はいくらになるのか、予測をお願いします。6 月 1 日の特別委員会では旧南光のひまわりサービス事業を新町全域で実施するためには、法的な問題があるとの説明でし

た。現在南光地域では運行されております。どのような問題があるのか明らかにしてください。私が6月5日神戸運輸管理部兵庫陸運部の担当課長さんから直接伺った回答では町に許可を出しているのを合併して全町に拡大することになっても許可は必要ないとの事でした。当局が必要だとされている法的な問題とは何か明らかにしていただきたい。また、関係者の声を聞かないまま当局提案を強行することは民主政治とはいえません。全町に拡充するためには検討する時間も必要です。早急な結論は急ぐ必要はないと思いますが、いかがでしょうか。町長の見解をお伺いします。新町の公共交通の空白地域の現状を把握して新町全体の交通体系を確立し事業を行うことが必要だと考えますが、町長の見解を伺います。4月から路線バスの利用助成が行われています。対象は町内に住所を有する人、町内に通勤・通学に路線バスを利用する人です。旧南光では、これまで福祉バスとして路線バス、乗車補助制度がありましたが、高齢者が対象でした。4月から対象者の年齢制限が撤廃され利用されやすくなっております。この改正は、広報4月号で知らせておりますが、気づかない人もあり周知が不十分でないかと思われます。現状はどうなっていますか。利用申込み状況を明らかにお願いします。旧佐用町の福祉タクシー事業を全町で実施した場合の事業費は6月1日の特別委員会で予測が示されました。委員会に明らかになった予測額をタクシー事業と介護を中心とするひまわりサービスも含めた合計では、利用者数は26,645人。事業費は4128万6,320円。利用者負担は416万2,000円。17年度の各町ごとの事業の実績では利用者が26,882人。事業費は3107万3317円。利用者負担は286万2400円。当局のこの予測事業と平成17年度の旧町ごとの実績を単純に比較すると、利用者数は変わらずに事業費が約1,000万円以上増え利用者負担は約1.45倍になる計算です。現行の南光地域のひまわりサービス利用者で見ると、利用者負担は125円から500円に、4倍に増え利用者が要介護者だけに限定され、利用回数が12枚、2冊まで。医療機関に限り、12枚追加で月1回から1.5回の利用のみになります。これまで公共交通空白地域であっても、ひまわりサービスの利用で気軽に参加できていた高齢者大学への参加はしにくくなります。6月1日の特別委員会での当局提案内容は、町の経費は増え利用者負担も増える。利用者は回数制限があり自由に利用できないという内容の事業です。提案内容はどのように検討されたのか、明らかにお願いします。提案を実施するには、住民への説明が必要ですが町長の見解を伺います。南光のタクシー初乗り補助は、公共交通空白の中安地域などの住民にとって必要な事業であり6月1日の外出支援特別委員会の当局提案は後退となっています。少なくとも、現状の維持はされるのかどうか、お伺いいたします。次に、町税などの全額確保の取り組みについて、伺います。1つに町税などの滞納状況、額、及び件数を旧町ごとに明らかに願います。2つ目に平成12年度以前の滞納については、不能欠損にするという扱いについて、旧町ごとに不能欠損状況、金額及び件数を明らかに願います。不能欠損にするまでの町税対策はどのように行われたのかをよろしくご回答願います。滞納は今の小泉政治のもとで、福祉の後退などにより生活が苦しく払いたくても払えない家庭もあります。生活苦が背景にある場合には、福祉施策援助など経済状況をみて活用できる制度があれば対応するなど町民の生活を支える町の姿勢を明確にすることが大切だと思います。一方悪質なものについては支払ってもらう必要があります。新町にあって実用に応じた対応を税務課に徹底されているかどうかをお尋ねします。税の滞納処理について、旧浜坂町の滞納処理に時効の手続きをとらず不能欠損としたことが問題としてかつて神戸新聞に取り上げられていました。合併前の滞納対策は、各町で違っ

ていたと思います。旧南光の場合は町長自ら滞納者とよく話し合っただけで財産がある場合は差し押さえなどの処理をするなどして、時効の中断をしてきました。旧町の対応はどうだったのか明らかに願います。今後の滞納対策についての検討も併せてお願いをいたします。3項目目は、町制を身近にする施策、住民懇談会の実施や町民放送の実施についてです。合併後の新町がすべての町民にとって住みよい町にしなければなりません。旧町の良さを生かしながら進めるために、住民の声を直接聞く住民懇談会などの実施が必要だと考えますが、町長の見解を伺います。また町民放送の内容について住民から改善してほしいという様々な声を聞いております。住民の声を直接聞くアンケートの実施を提案いたします。充実するための方策として町長の見解をお伺いいたします。よろしくご回答お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵邊典章君） それでは、平岡議員から多岐にわたるご質問をいただいておりますので、順次、お答えをさせていただきますが、通告に具体的な通告がなかった点も今、ご質問がありました。そういう点については、また再質問のなかで、答弁させていただきたいと思います。先ず最初の外出支援サービス事業につきましては、去る6月1日に開催されました外出支援特別委員会でも全議員ご参加のもとにこれまで町で検討してまいりました結果を説明をさせていただいたところでございます。この委員会でも各議員からそれぞれの考え方が述べられ町といたしましても、いろいろな角度から検討を加え最善の方向を見出そうとしておりますし、また議員各位から、今後もしろんな提案が示されてると思っておりますので、更に総合的な検討を皆さんとともに重ねまして、実施可能なよりよい制度にしていきたいというふうに考えておりますので、現段階におきまして先の資料を委員会で資料を提示、説明させていただいた内容を踏まえてですね、現段階ではお答えをさせていただきますと思います。確かにこれまで旧南光町で実施されてきましたひまわりサービスは、多くの高齢者の皆さんに利用され便利なサービスであるというふうに思います。しかしながらこの同じサービスを広くなった新町全域で実施することとなりますと車両の保有台数、運転手の確保また道路運送法上の許可等の課題、そして地元タクシー業者との調整などたくさんの課題がありますことは委員会でも説明をさせていただいたとおりでございます。町といたしましては、出来るだけ早く地域の特色を生かした公平なサービスをすべての町民のみならずにお受けいただくよう、との考え方によりこれまで旧佐用町で行ってまいりました、タクシー乗車の補助制度、つまりタクシー料金の半額補助しかも1回の利用時の個人の負担の最高限度額を1,000円とする制度は、完全ではありませんが、近距離、長距離の利用者両方に配慮した制度として評価をしていただけるものと思っております。併せて身体障害者の皆さんや要介護認定を受けられた方など、社会的なハンディをお持ちの皆さんの通院手段としての新たに始める移送サービスは特別な介助を要する皆さん以外は介助者なしでご利用いただけるように窓口を広げながら実施する案を提示させていただいております。この2つの制度により、旧佐用町ではこれまで無料で配布をしておりましたタクシー乗車券は12枚で1,000円の負担が生じることになり、その面では一部の住民の皆さんには負担が増えることとなりますが、公平な制度として長い期間存続させるためにご理解いただける範囲内ではないかというふうに想定をいたしております。また上月・三日月で実施されておりましたタクシー会社に委託しルートを決めて曜日ごとにワゴ

ン車を運行する診療バスや福祉バス制度は行き先が旧町の範囲と限定され、また定時運行を原則とするため、回数も限定されることや利用できるのは、高齢化率30%以上の地域限定など制約も多く今回説明させていただいております、タクシー乗車助成の方が格段に利用しやすく歓迎されるのではないかとというふうに想定をいたしております。ただこの制度では、財政的な面もありまして助成券の発行は、年間原則24回としております。この回数は数字を全くの一人では月1回の通院が限度となりますが、ご近所の皆さんと一緒に工夫していただいて協同利用していただくことによりまして、利用回数も2倍、3倍と増え個人負担額も二人で使えば2分の1、3人で使えば3分の1と安くなります。町といたしましても1回のタクシー料金で複数の高齢者の皆さんにご利用いただければ費用も助かるというところですし、出来るだけこのような地域での協同利用をPRしていきたいというふうに思っております。旧南光町の間皆さんには、制度の内容が変わることになりますが、これは今回の合併協議でもどうしても調整という中で多く生じてきたこととございます。より広範囲な判断と制度の永続化など将来的な展望と見通しの中で制度として採用していくことが必要となりますので多くの町民の皆さんにご理解をいただきたいというふうに思っております。併せてお尋ねの旧南光町のひまわりサービスを実施した場合の事業費は、先の特別委員会でもご説明いたしましたとおり通常の運転員の人件費を含む維持管理費は年間1台につき350万円程度、町全域をカバーするための台数は10台から11台と想定しております。このことからこのサービスを全町に広げた場合、現在の運行方法を取りまた運転手等の確保というものの中で事業を行ったと、現在のような条件の運転手を確保したということでの事業費は3,500万から3,800万という計算になります。また当然初年度には、車両の購入費またこれに含まれない車両の減価償却、万一の時としての発生の可能性のある交通事故対策等損害賠償等の問題も課題としては考えなければならないと思います。公共交通の空白地域につきましては、JRや智頭線の駅があるからまた神姫バスの路線があるから空白地域ではないとの解釈は成り立たずそれぞれの運行回数は、駅やバス停までの距離にも大きく左右され幹線道路のみをマイクロバスのようなもので巡回する方式は、全国的なコミュニティバスの廃止衰退の状況でもわかりますように効率的な便利な方法とはいいがたく、より便利なドアからドアまでの運送方法が最も町民の皆さんからは望まれているのではないかとというふうに思っております。旧南光町で行われておりましたタクシー初乗り運賃の補助はなるほど、近くの人には無料となり有利でありましたが遠方の方には実際に利用しづらい制度でありこのため佐用町で行っておりました近くの人には当然安い、金額の半分を負担していただき、遠方の方にもご利用いただく方法として1回の乗車につき個人負担の上限を1,000円とする方法を採用しておりました。この方法がより多くの町民にある程度公平なサービスを提供することになるというふうに思っております。また最後のご質問の旧佐用町の福祉タクシー事業を全町で実施した場合の事業費は、先の委員会でも全議員の皆さんに資料として提示をさせていただいております。そういう数字的につきましては、その資料もご参照いただきたいというふうに思います。次に町税、使用料の滞納状況はどうなっているか、また対策はどうしているかのご質問であります。まず滞納状況のお尋ねでございますが、町税につきましては、本年5月末の出納閉鎖時点で全税目の現年分、滞納繰越分を合わせまして4億6500万余りでございます。これは昨年同時期の、旧4町の合算額と比較いたしまして、約1800万円余りの減となっております。国民健康保険税では7,180万余り、

水道使用料金が 685 万 6000 円、上月町の企業会計分で 386 万 5,000 円、下水道料金では 244 万 8,000 円、保育料で 58 万 5,000 円、住宅家賃が 861 万 2,000 円であります。旧町ごとに明示せよとの事ですが決算は住基登録等もとに一自治体を単位として積算されるもので、合併後は旧町がそれぞれの地区となっておりその地区毎には決算が出来ないというところをご理解を願いたいと思います。また資料につきましては、監査等経た段階でお示しが出来るというふうに思います。次に不能欠損についてのお尋ねにお答えをいたします。平成 17 年度末に地方税法第 18 条第 1 項の規程に基づき行った不能欠損処分は、平成 8 年度から平成 12 年度までを対象としておりその各税目の 3 月末の総額が 7,001,879 円、612 件でございました。国民健康保険税では 744 万 2,465 円、水道・下水道・保育料・住宅家賃につきましては 17 年度には不能欠損処理は行っておりません。これも同様の趣旨で合併後におきましては、旧町毎に明示することはできません。次に不能欠損にいたるまでの徴収対策はどのようなものであったかとお尋ねにお答えをいたします。平成 16 年度決算の旧 4 町の町税における収入未済額の合計額は 4 億 8,300 万あまりでございました。昨年 10 月の合併時にもほぼこの数値で推移していることを前提に先ず合併後早々各町の持ち寄ったデータの数値の検証、履歴に確認またそれを元とした滞納額等による分類を行い滞納者に対してどういう徴収対策を行うか、年間の計画はどうか等を調整・協議、それを実施に移しながら現在まで取り組んできております。経過を簡単にたどれば、昨年 12 月に催告状を発送し納税相談を実施いたしております。本年に入り 1 月から 2 月には、それらのなかの高額滞納事案対策に取り組み納税折衝、不動産、預貯金の差し押さえを行いました。2 月から 3 月には、国税還付金の差し押さえを実施し、4 月、5 月は長期滞納事案対策として、納税折衝、差し押さえ等に取り組んでおります。またこの 6 月は公平な納税と町税収入確保強化月間として既納税誓約書や既差し押さえ議案について、その履行納付状況の評価を元とした町税対策。また今までの取り組みを総合した取り組みを行っております。次に滞納対策についての町長の見解はという事がありますが、ご承知の通り納税は憲法第 30 条に国民の義務であると定められております。従いまして税法に基づく適正に基づき適正に課税し公平に徴収することは地方自治の原点であると思います。過去を振り返ってみれば長い間税務課の業務は課税が主で収納はそれぞれの課税係の業務と一体として取り組んでまいっていたものでございます。しかし、社会構造の急激な変化の時代に入り滞納整理は従来のやり方では、効果が上がらなくなってきており、この点につきましても合併協議でいろいろな話し合いを持ちまして、合併とともに収納係を設置したことはご承知の通りでございます。合併後 4 町が持ち寄った滞納額につきましては、旧 4 町のそれぞれ異なる経緯がありそのなかでのそれぞれの徴収努力を認めるところでございますが、しかし合併後は過去の旧 4 町の取り組みや長所を生かしながら合併を契機とした新しい手法も取り入れて滞納整理に取り組んできております。その事は財政上はもとより公平性の見地から住民に信頼される新しい町を作っていくための大切な町の機能だというふうに考えております。収納に携わる職員もこの意味を充分理解し勇気をもって取り組んでくれていると考えております。またこの取り組みによって町民の納税意識の向上などの話も聞いておりますので更に努力して現在の取り組みを進めて参りたいというふうに思っております。次に、町制を身近にする施策として町民の声を直接聞く住民懇談会などの実施が必要ではとの質問でございます。合併後の新町の行政を円滑に進めていく上で町民に情報を流したり町民の声を直接聞いたり町民の皆さん自身から自ら行政に参画をしても

らえる行政をすることは、当然必要なことでありますし大事なことであると考えております。その手法としては、新町まちづくりの方針として小学校区単位に地域づくり協議会を設置し住民と行政による協働のまちづくりを進めようとしているところであります。協働のまちづくりは、住民と行政がお互いに役割分担して協力しあいながら、課題解決を図りよりよい地域づくりやまちづくりを進めていこうというものであります。地域の課題解決に住民自ら取り組んでいただくことも大事なことであります。地域づくり協議会ができますと町も地域に出向き懇談しながら町行政をについてのご理解を求めていくとともに住民の皆さんのご意見や考えも伺うことによって、町行政に生かして参りたいというふうに考えております。次に、町民放送の内容について住民の声を直接聞くアンケートの実施を提案され、充実するための方策についてご質問がされておりますけれども、防災行政無線放送は、災害時における住民への円滑な情報伝達等を目的に設置いたしております。非常時の災害、火災、緊急情報等の連絡、町官公庁公共団体からの情報について速やかに放送するよう心がけております。町からの必要な情報については、各課からの放送依頼原稿によって定時放送として流しておりますので、今後も必要な情報を随時流していきたいというふうに考えております。また各支所単位の身近な放送は、各支所からも放送できるようにしております。今後とも住民の方に聞いていただける放送内容になるよう努力をしております。アンケートの実施については、多くの方々からいろんな意見を聞いてもなかなか集約ができないと考えておりますので、今のところ、このアンケートをとる考えはございません。以上平岡議員からの質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。平岡議員。

18 番（平岡 きぬ糸君） 先に 3 点に渡って質問しましたので、2 つ目の税の関係につきましても、数字を事前の通告では旧町毎という限定はしておりましたけれども、書面でお願いしたいということで質問しておりましたので、書き止めはしましたけれども、書面で先ほどお答えになりました関係については、よろしくお願いをしたいんですが。それ、いいですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） 書面です。きちっとした資料という話は、決算監査等を受けて出させていただきますけれどもね、今日は、一般質問ですのでねこれは私の答弁として口頭でさせていただきます。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡 きぬ糸君） 一般質問の時も書面で回答していただく親切さがあったもいいんじゃないかと思うんですけど、数字ばかり言われてちょっとわかりづらかったのもう一度、今一度、その点またお願いします。滞納の関係について、2 つ目の所から入りますが、合併協で滞納整理についてももちろん私は最初の質問でも申しましたけれども、滞納になる家庭の状況については、役場・町はいろいろ税だけではなくて福祉とか様々な角度からその町民の人の生活状況がわかる訳です

から、そういうことを基本にしてなおかつ滞納整理に当たっていただきたいということで、お願いしたいところなんですけれども、協議について公平なちょっとわかりづらいんですけれども、今滞納月間とか看板も上げられて対策をされているというふうにはなっておりますけれども滞納整理について合併協議で収納係を配置して旧町異なる形態があったとこういうふうにおっしゃったんですけれども今一度その形態について異なっていた内容っていうのはどういうことになったのか、お願いできますか。

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（大橋 正毅君） 異なる形態というところちょっとわかりにくい表現かもわかりませんが例えば町によればゴルフ場というんですかねその配置状況とか、そういうことをさしておりますその状況とかそれを主に課しております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） 質問内容がわかりづらかったでしょうか。滞納対策で適正に税収をする上でその滞納整理に当たっては、各町民の生活実態をよく把握した上で更にきちっと払っていただくということで質問の中でもいいましたけれども、他町の例ではありますが、新聞紙上で問題になるようないわゆる時効の中断などの対応については、その旧町ごとには異なる形態があった例ではないかと推測するんですが。その点はどうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（大橋 正毅君） その点につきましては、各町で適正に対応されてきておると思います。私が先ほど申した違いと言いますのは大口滞納いうんですか、それらの形態がそれぞれ各町ごとに違っていたということ。答弁の中ではあったということでございます。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） いや、その不能欠損にするまでの対応が各町ばらばらであったというふうにそういうことが問題になったのではないかとということなんですけど。それはないんですね。

町長（庵逄典章君） 法律の中でですね、各町が対応してきたということについては、税務課長言いましたように各町同じであったというふうに答弁として言うておりますけども。その不能欠損にする以前のその収納をですね、対策、努力について取り扱いについて、それぞれの各町においての取り扱いが違ってた、点があったのではないかと思います。それは例えば今非常に高額にまた長期にわたり、またその誠意の納税の誠意のない皆さんに対してですね、には預貯金等の差押とか、不動産の差押さえということを今行っておりますけども、そういう事前です、預貯金なりの差押さえ、不動産の差押さえということを行っていたところと実際にはなかなかそこまで住民、町民の皆さんに対して行なっていなかった点

もあったかと思えます。だからそういう点については、各町の旧町においては取り扱いが違ってた点はあると思えます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） じゃ、1番に質問を変えます。外出支援サービス事業の全町実施についてなんですけれど、先ほど1回目の質問のなかで委員会でお答えしていただいた回答の繰り返しもありましたけれど、1つは現在旧南光でやっているひまわりサービス事業を全町で実施した場合、町として法的な問題がある、その他にも運転手さんの関係とか様々回答がありましたけれど1番には法的な問題があるとお答えになりましたけれど、この点今一度ご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先だつての、6月の1日の全議員の皆さん方によります特別委員会でお答えをさせていただきました。その後私も陸運局の神戸出張所のほうへ参りましていろいろと担当課長と面談してまいりました。またその詳細の報告につきましては、次回の特別委員会で報告させていただきたいと思うんですが、今全般的に公表されている中では、あの時も委員会の中でもある議員さんがおっしゃってましたように、陸運局としてもですね非常にあいまいな判断のところが出てきております。今度より明確にされますのは、この10月1日から、道路運送法が改正されます。そこで私どもも陸運局の方から指導を受けてまいりました内容としましては、市町村バスやNPOにおけるボランティア有償運送今やってる私どものひまわりサービスを含むこういう制度をする場合、地方公共団体、バス、タクシー事業者、地域住民等の地域の関係者が必要と合意した場合、市町村、NPOによる有償運送が可能になるという、パンフレットもいただいてご指導をいただいておりますので、法的にこれが道路運送法で明確に明文化されているかどうかというのは、解釈の相違って言うんですか基本的には明文化されていない状況の中なんですけど、現実的には運用の中では、この地元等の合意というのが入っておりますので以前もそういう格好の中で理由書なり等つけて、許可をいただいていたという経過がありますので、その旨だけ報告をさせていただきます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） 今のそのいわゆる陸運部の回答として、法的な問題として、地域の協議会の合意が必要であるとそれはですね、主語が違うんですね、運営協議会とか実施主体が社協とかNPOなどになる場合ですよ、町の場合はそれは必要ないというふうに私は回答をいただきましたけれど。

議長（西岡 正君） 課長。

福祉課長（内山導男君） 既にですね、その地域で輸送運送協議会というのは、前の特別委員会でも報告させていただきましたが、すでに立ち上がっております。この分に付きましては、西播磨地域で私も佐用町代表する委員として各福祉担当課長が、出席することになっておりますので、その中で協議を進めております。そのものに

つきましては、おっしゃるとおりにNPOとか社会福祉法人がする場合について、その協議会というの、すでに制度化されてしてるんですが特に、陸運局の方が道路運送法の改正としてだされておりますのは、なおかつそれにプラス地域交通協議会、名称がちょっとどうなるかわからないんですが。そういうような組織を立ち上げてそこで、地元の合意を得てというふうに、より明分化されるようですので、それに基づいて考えられたらというような指導もいただいております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） その道路改正法の10月1日の改正に伴ってそういうものが必要だということを強調されているようなんですけど、一旦その運輸局の方で、町に対して、有償、お金を取って運送するというそういう事業を許可している限りは、合併に伴っても何ら支障ありませんということでしたので、その点がね違ったら話が前へいかんのですけども。その点はもう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） おっしゃる通り現行ではですね、前もこれも特別委員会でご報告させていただきましたが、4町それぞれが80条第1項の許可をとっております。この許可の中身につきましては、旧町単位だけに限定されてたところもありますし、旧南光のように、佐用郡内、今で新町になりますエリアを想定したその届出もあります。ただしこれにつきましては、重大事項の変更と、つの解釈になるうかと思うんですが、この届出につきましてはですね、使用する車両 等まできちっと明記させていただいて届出をさせていただいております。これについては、特に今回の市町村合併の方で陸運局の方も対応ができなくなって1つの自治体のエリアでその許可があれば、面その許可書で継続するという判断もいただいとんですが、基本的にはたとえばその使用する車両についての車両 それから保険の加入状況等もありますので、当然変更手続き等は必要になってくると理解しております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） 要はですね、今の旧南光で実施している有償のああいうやり方について、法的にまっ頭からできないんだということではなしに様々な町がクリアしなければならない課題があります。車の問題、運転手の問題、またタクシー業者との協議の問題これらを考えていけば公平なサービスを全町で実施することは可能だということになりませんか。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ま、それがすべてクリアできれば可能ではあるというふうに考えます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

18番（平岡 きぬ糸君） ひまわりサービスを全町で実施して欲しいというのは、今現

在実施してるところを含めてこの間の委員会では、見直して公平な行政運営のためということで大幅に後退していく訳なんですけれど。この点は住民にとって納得できる問題ではありませんので当局の説明が必要だと思います。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実際の実施にあたりましてはね、当然説明は必要ですし説明をさせていただきます。それは当然のことだと思いますけど。それがすべて理解されるんか了解される、同意されるかどうかはわかりませんけども。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡 きぬ糸君） では、少なくとも住民に対して説明をした後でないと、改正はしないということですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 住民への説明という仕方がね、一人ひとりに説明してまわるわけにもいきません。いかないと思いますけどもこれはあのまず住民の代表でおられます議会の中で協議をしていただいてそして広報等なりいろんな情報伝達の中で説明もしなきゃいけませんし、また地域におきましては、自治会とかですねそういう組織の中でお話をさせていただくとかいう形になるのかなと思いますけど。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡 きぬ糸君） 今、町長が述べられたその順々に説明をしていってその手続きをふんだ上で是非実行するには、そういう手順をぜひ踏んでください。お願いします。それでひまわりサービスと併せて空白地域の現状把握のことを質問しておりました。併せて路線バスをこの 4 月から改正されております。折角住民にとってよい制度の変更だと思うんですけどこういうことのお知らせは、広報の 4 月号のね一部見た人は知っているというような感じのお知らせではなくて、もっときっちりしたお知らせ方法が必要じゃないかと思うんです。有線放送も関連してですけども有効に活用していくという点でやっぱり住民が知りたい情報をきちんとお知らせしていくというそういう基本をお願いしたいんですが、その点、今放送のあり方についてとか、それから路線バスの利用助成を 4 月からやりましたけどもこの関係について、実際に現状の状況はこれは通告には書いておりませんでしたので、今質問の中にはいってるかと思いますが、お答え願えましたら、お願いします。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） バスの利用券のですね、発行につきましては、それぞれでできるだけ住民の皆さんに、利用していただけるようにという思いのなかで、PR もして来てるというふうに思っております。ただ町といたしましては、当然町民

の皆さんが知りたい情報とともにですね、行政としてやはり皆さんにお知らせしなきゃいけないという必要性のある情報、この点両方の観点から各それぞれ仕事をしている担当課の方が事前にですね、その適宜情報提供していくということで、まちづくり課の方へ放送依頼をあげております。なかなかですね、全員の皆さんに必要かどうかまた、町民の皆さんがほんとにそのことに興味を持って、また必要として情報受けていただけるかどうかというのは難しい点があります。一部の方が対象というような情報もあるんですけども。これはやはり、町行政としては、全体に対して、町の責任としてお知らせをしなければいけないという観点の中から、放送の時間の枠内で放送さしていただいと。いうことだと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

18番（平岡 きぬ糸君） その町民放送なんですけど具体的には、今日議会がありましたけれど、これはお知らせがね流れませんでした。これ必要な情報じゃないんですか。行政としてお知らせしなきゃいけない情報じゃないないんでしょうかねえ。今日あの傍聴の方も何人か来てます。知る人ぞ知るといふそういうやり方というのはおかしいと思いますけれど。あり方について、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 放送につきましては、この議会の開催についても私は各議会の方から議会日程等それから傍聴についても一般質問の日程についてもお知らせをしてると思います。

18番（平岡 きぬ糸君） してないからしてないって言ったんですね。

町長（庵逄典章君） 今日はしてないかもしれませんが。事前にそういう議会日程は放送してると思いますけれど。

「原稿は出て流したんです。事前には流したんです。」と呼ぶ。

町長（庵逄典章君） だから私は、事前にしてると言ってます。何でしてないんですか。

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） 必要な情報というのは、繰り返し繰り返し佐用の放送やっておられるんですよ。1回、放送されて聞こうと思ったら2回その日の繰り返しはないので、昼に待たないかんというケースがあるんですけど。前の日の晩に放送して次の日の朝放送されてる内容で今日の議会の放送はありませんでした。私は他の、町長は聞かれました。

町長（庵逄典章君） いえ。ですから、放送につきましてはね、事前にその放送はしているということで繰り返しなかったかどうかという問題は、また別の問題です。私は、放送は議会としてこの議会日程等の放送はありました。いうことでお

答えをさしていただいているんで、それが繰り返しやってるとか、今日放送あったかどうかという問題は、そりゃ今日はなかったと思います。だからそれは正しい話で放送がなかったと言われる平岡議員の方は、おかしんではないかと思います。あったことは、事実だと思いますけど。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡 きぬゑ君） いやあの、住民の人が行動を起こすのに当たってねやっぱりはように日程をお知らせされた。ほら、早くありましたわ。6月の議会日程は。でも今日は一般質問がありますよ、そういう丁寧さがかけているんですよ。そこらへんを言ってるんで、あの行政としては、やったつもりでおられるかもしれませんが。ですから先ほど提案しましたように、一方的に聞かされてる住民の立場にたって考えてほしいんですね。住民の声がちゃんと生きるようにするためには、アンケートの実施というのは、やる気持ちはありませんとおっしゃいましたけど、やっぱりする必要があると、答弁を聞いてて益々そのように強く思います。もう一度回答してください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、それはそのように最初に話をさせていただければ、今日はなかったです。という話をします。でも住民の議会等についてね、放送はあったと言われるのは、やりましたということをお話してるんであって。平岡議員の方からですね、それは、あったとしても繰り返しするとか。その当日にね、これはするべきだというお話をいただければ、これは議会の方からも事務局の方からもね、それを皆さんに図っていただいて、そのお知らせをする放送をします。言うことでまた今後改善していったら言いと思いますけどもね。ですから、私の答弁がなんかすごくそういう知らせをしたくないというような事を言ってるように思われますけれど。私はそうではなくて先ほど言いましたように、町民の皆さんにできるだけまっ、お知らせをする対応をたくさんありますけどもね。必要な情報、また行政として聞いていただかなければいけない情報。これは各課それぞれやっぱり充分気をつけながら放送をさせていただいてるというつもりであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

18番（平岡 きぬゑ君） 回答もらえましたですかね。先ほど路線バスのことは、していただいたんでしょうか。ちょっと聞いた方が回答いけてないように思うんですけど。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） 失礼します。路線バスの関係につきましては、4月からこの制度が始まりました。そういう関係がありまして広報での周知とそれから無線放送によりましての放送もさせていただきました。それから支所を通じまして、

支所長さん等に連絡しながら自治会長会を開いていただきましてそういう中で、周知は図ってきたつもりであります。そういう中で4月5月と2ヶ月を経過したんですけども、現在の状況としては、600冊ほどの分が売れております。そういう中で、地域別にはいろいろあれなんですけども。かなりあの申し込みが4月については多かったですし、かなり周知はできておるという解釈はさせていただいております。

議長（西岡 正君） いいですか。

18番（平岡 きぬ糸君） タクシーの初乗り補助については、当局の先ほどの答弁では、打ち切るという提案に変わりはないということなんでしょうか。空白地域の足の確保という全体を確立することが具体的な様々な政策って言うか、施策をする上で基本になると思うんでその点振り出しに戻るような、あれなんですけれども、基本的な所もう一度町長のご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 基本的なことといわれることと、その初乗りのことと、また初乗りの助成という個々のね1つの制度という観点からだけお話をさせていただければ。こういう点も踏まえて今後またこの外出支援の特別委員会等またご協議をいただくところではないかというふうに思っておりますけども。まあ、現在私は、町でこれまで検討してきた方向の中で現段階での考え方を話をさせていただいたところです。ですから初乗りという事につきまして運賃の助成については、それは非常に近い、近いエリアに住んでおられる方にとっては、非常に負担の少ない、制度化と思えますけども。やはり全町的に考えた時に遠方のとこに住んでおられる方にとりましてはですね、非常に負担が大きくなってしまいう制度であります。そういう意味から、初乗り近距離においても半額は助成しますけどもやはり、一番私たちは、配慮しなきゃいけないのはいろいろな施設が集中している中心部からですね、遠くに住んでおられる方そこで生活しておられるかた方へのですね。この外出支援のサービスというもののやっぱし内容をですね一番配慮していかなくちゃいけないのかなと思います。そういう意味では、現在行なっている旧佐用町で行なってきた福祉サービス制度というのがね、ある程度はそれを可能にしてるんじゃないかなと。言う風に考えております。

議長（西岡 正君） 残りの6分になっております。平岡きぬ糸君。

18番（平岡 きぬ糸君） 旧町ごとのあれで、あれなんです南光の場合はその地域的に細長い町でどこの地域がそのいわゆる公共交通機関がなくて住民にとって足を、こういう制度をしなくちゃいけないというのがもう実際に実施してきたので、住民にとって選択肢もありますし、便利な状況で支援がされております。そういう点では、旧佐用なり上月それから三日月合併してその広がってる地域のそれぞれの特色というか、地域の内容については、充分足の、住民にとって選択ができるそういうのも含めてきちんとした対応をする必要があると思います。その責任は、やはり行政にあると思います。以上で質問終わります。

正君) ここで、しばらく休憩をいたします。

議長(西岡 正君) ここで、休憩をいたします。再開を午後3時ちょうどといたします

午前14時45分 休憩

午後15時00分 再開

議長(西岡 正君) それでは休憩を解き、再開をいたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。12番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

12番(矢内作夫君) 12番、矢内でございます。大変こう、雑駁な通告になった訳ですけども、まあ、お許しをいただきたいというふうに思います。今回の私の質問は非常に町職員の方にも嫌われる内容になるだろうというふうに思うんですが、1つよろしくお願ひしたいと申します。それでは通告書に基づきまして、2点についての質問をいたします。先ず、1点目は行財政改革の具体策を問うという件であります。昨年10月1日郡4町は紆余曲折するなか合併、新佐用町が誕生しました、好むと好まざるとに係わらずそうしなければ合併を選択しなければ今後の行政運営の見通しが見つからないなかでの合併であったことは周知の事実であります。しかしながらこの合併が新佐用町にとってまた町民の皆様方にとって合併して良かったと、実感できるものにしていかなければならないのもまた事実であります。今国と国民が県と県民がそして町と町民がこれらすべてが将来の自分たちの子孫のためにと一体となってその形を将来像を構築しなければという気持ちを醸成できる関係にあるかというところと申します。それには先ず国民が国を県民が県をそして町民が町を信頼できる信頼で結ばれる関係になっているかどうかということでもあります。残念ながらそうっていないのが現状ではないでしょうか。それではその原因は何か、毎日のように新聞紙上テレビを始めとするメディアが流す不祥事の数々、社会保険庁、耐震偽造に代表される国民への背信行為の数々。国民の代表である国会議員の様々なモラルの低下等とその原因は数限りなくあります。しかしながら国・県団体のことを我々小段階で、この場でどうこう言っても遺憾ともしがたいことでもあります。しかし町と町民との信頼関係はそれぞれのお互いの努力で醸成できる問題であろうと私は信じております。私は平成7年始め初めて町議選に臨んだ時より信頼できる行政という事を理念に掲げてまいりました。その理念は今もなんら変わっておりません私だけの思いかもしれませんが、この信頼関係の構築に支障をきたしているのが俗に言われる官そして民のいろいろな意味での格差ではないでしょうか。このことを少しでも是正する努力これが今、一番大切なことではないでしょうか。極めて厳しい財政状況これはある意味仕方のないことでもあります。だったらそのことを官と民が共有する考え方がなければお互いの信頼関係はうまれません。それには先ず徹底した官の経費削減に対する努力、血を吐く血を流す行政の努力が何よりも先ず必要であろう。私はそう考えております、そこで現在の状況と今後の方針について問います。合併して職員数の事がよく話題に上るわけですが、今後の職員定数の適性化についてはどのように考えておられますか。2番目といたしまして町職員の平均年間所得は今いく

らぐらいになっていますか。3点目、各種手当等々まだ理解しがたいものがあるようではありますが見直しの考えはどうでしょうか。4点目、公務員以外の町内の一般労働者の平均所得はどのくらいだとお考えでありますか、大きな2点目に移りまず、風倒木対策の現状についてであります。先日の産業建設常任委員会において何点か質問をいたしました、今ひとつ要領を得ません、改めて問います。この件については国・県補助100%で植栽までを歌い文句に対策を実施されるよう説明されましたがその後この姿勢に変わりありませんか。2番目今後出てくる申請に対してはどのようになりますか。3点目保安林について不在地主が非常に多い問題も聞きますが、この点についての対応はどのようにされようとされていますか。4点目林業作業道の倒木の道明けこれについてはいかがでしょうか。5点目、道は空いてるんですが、水路を塞いでいる倒木について2次災害の可能性も予想される訳であります、この点についてもどのようにお考えかご回答をいただきたい。いうふうに思います。この点からの質問は以上で終わります。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） それでは矢内議員からのご質問にお答えします。まず行財政改革の具体策として今後の職員定数の適正化についてどう考えているかという問いでございますが、職員の定数適正化につきましては旧町でそれぞれ行財政改革プランを策定され取り組まれてきておりますが、国の三位一体改革に伴う地方自治体への財政支援が縮小されてきています。このことから合併しても益々厳しい財政状況が予想される中将来に渡り社会環境に柔軟に対応できる簡素で効率的な行財政運営を行なうことには真摯に行財政改革に取り組む必要がございます。そのために4月には行政改革担当参事2名任命し、現在行財政運営の健全化、行政システムの改革、役場内部からの改革等々7つの行政改革部会そして行政改革推進本部を立ち上げ改革案を検討中であります。その中でも組織・機構・定員・給与関係、人材の育成確保、経費の削減、合理化等、財政の健全化等について見直し検討するよう指示をしているところであります。当初の職員の配置につきましては事務事業の執行にできるだけ支障をきたさないように経験者を配置してまいりました。現在の職員数は正職員417名でございますが、今後の10年間平成26年度末までに予想される退職者数は118名が見込まれます。退職に伴う職員数の補充、新規採用含め適正な定員管理に今後努めて参らなければならないと思います。次に職員の平均年間所得はとのお尋ねでございますが、平均年齢が現在、44歳で本年度の平均年間所得見込みは約478万9,000円と計算されます。次に各種手当等の見直しについての考え方との事ですが、この件につきましてはこれまでも幾度となく、今の時代支給するのがふさわしくないものについてその都度削減をおこなってまいりましたが、合併を機に今一度全体を見渡し見直しが必要と思われる件については、早期に着手していきたいと考えております。次に公務員以外の町内の一般労働者の平均所得はとのお尋ねでございますが、所得の把握をする場合に公務員であるとか、否かまた職種別での集計した資料はありません。仕事に従事されている方には雇用条件職種等それぞれあると思いますのでこの場で公務員以外の労働者の平均所得がいくらであるということは確定したものは言えませんし、単純に所得金額だけの比較により高い低いという判断はなかなか難しいものがございます。公務員は従来より人事院勧告により示されこれに基づき給与改定を行っております。本年4月には、給与構造改革を実施し給与の引き下げ、調整手当を地

域手当として2%のカットと。来年度にはこれを完全に廃止する予定であります。また中・高年層の職員については定期昇給の抑制などを行い約今年度で6,850万円の削減をしたところであります。特別参考といたしまして特別徴収による給与所得の平均は公務員を含めた平均所得は310万8,000円であります。平均年齢は不明で単純に公務員との比較ができない状況でございます。また全体の給与所得で見ますと年金所得、給与所得、営業所得等と全体での平均所得は207万3,000円というふうになっております。次に風倒木対策の現状についてのご質問についてでございますが、風倒木の処理による費用負担ですが、植林が条件になっており、標準事業費内であれば個人負担はありません。木材を搬出する場合は個人負担が生じる場合があると聞いておりますが、現在の所風倒木処理につきましては、標準事業費以内でできておりますので個人負担はないという風に聞いております。次に今後の申請に対する対応ですが、今も申請があれば受付けておりますし風倒木処理ができる方向で県と協議を進めております。次に不在地主への対応ですが、被害地域、激甚の地域では事業を行なうのに承諾書が必要でありますので地元・県と連絡しながら町外の地権者に連絡しておりますが、その他の地域につきましては、被害復旧申請により事業を森林組合が実施しております現在不在地主への連絡等は行なっておりません。次に林道・作業道の倒木の道明けであります。先ず風倒木処理を優先して行なっております。林道・作業道の復旧、災害復旧につきましては、受益者と現地確認を行いながら対応協議することが必要ですのでご理解をいただきたいと思っております。次に、2次災害に対する対策ですが、敏森議員からのご質問にもお答えさせていただきましたが、風倒木被害の広がっている地域、危険性の高い個所について、今後県と協議、確認を行い治山対策としての対応を検討していきたいと考えております。以上、矢内議員らの質問に対するこの場での答弁といたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

14番（矢内 作夫君） ありがとうございます。先ずあの2点目の風倒木対策の現状についてなんですけども、先日産業建設の常任委員会で今も言いましたように、質問した時に、18年度で、県のほうは、予算はつけるから精一杯その18年度以内に事業を実行してしまうようなことが県の方からあったというふうに聞く訳ですがその事実についてはどうですか。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 風倒木処理でございますけれども年内ですね、私はその農林事務の方ですね、1.2年は被害が大きいためから伸びる可能性もあるというようなことを聞きました。この3月だったと思っておりますが県の方の予算が昨年より倍以上措置されたということで知事の方からも極力18年度内に処理するように言われておるということを農林振興課の課長の方から聞きました。それで4月早々だったと思っておりますけれどもその対応について森林組合と県と町とで今後の体制について調整会議があった訳なんですけども、過日もその内容について、確認したところですね、やはり県としては18年度予算を倍以上もっておるし、被害申請出とう面積を先ず優先的に処理をする方向でやって欲しいということでこの内容についても今後調整会議をもちたいということ聞いております。

議長（西岡 正君）

よろしいですか。矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君）

この間も常任委員会で課長、そういう風に答弁されました。僕もちょっとこれおかしなちゃうかなと思って、県議の石堂さんにちょっと会う機会があってお聞きしたんです。石堂県議曰くは「いやもうそんなことない 18 年までやったけど 1 年伸ばして 19 年度でやるということに変わりはない」と。で今現在も言うておりますようにその倒木が道を塞いでてまだその現地確認ができん部分がかかなりあるとそういうような部分についても、ほな 1 年やそこらでできんないんやからその方針については全く変わってないと、この風倒木対策の処理については石堂県議僕が自ら県に言うてできた事業なんやと。ほいで僕にそのことが連絡がない限り変わることは絶対ないんやとかなり確信をもって言われた訳ですわ。その石堂県議の話によりますとね勿論この間も話があったように 340 町歩今出とうだけで 340 町歩あると、現在処理できとんが約 40%、言われたかな、そのぐらいやと、後 60% 残っとうわけですわ、今まで 40% しかできんのにね、金銭的なこともあるかも、財源もあるかもわからんけどもやっぱり人的なこともね、すぐにできる状況じゃないと思うんですわ。その辺ねほんとにその県議の方から言われるように来年も、もしかしたらそれでできなったらその次も伸ばすんやというような方針で県がおるんか、今課長言われたみたいとにかく 18 年度やってしまえと言う状況であるんか、このこともう 1 回ねきっちり確認をしてもらって僕らの聞いとんではとにかく今やる気のある山林地主の人がね、やる気のあるときにやらなったらもうかなりの人がもうほっといてくれと。あんなんどがいでもえんやと、言われる方が今多いわけですわけども中にはいやどうでもやってほしんやと。道明けしてこの奥が、絶対どがいどこれからも守りたいんと。言われる方もおるわけなんです。そういう方がおられる間にね、何とかこうきちっとした山の対策言うのをね、とっていただかなければならないという風に思うんです。その辺もう一度、ちょっと。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 私も実際はですね、100% 18 年度で処理ができてしまうのかということにつきましてはですね、答弁としては努力するしか言いようがないと思います。実際申請が出てるのは 10% 出とうことじゃありませんので出てない方もあると思います。山の奥のほうでしたらまた足もよう運んでないところもあるかもわかりません。それと林道や作業道についても風倒木でいろんな災害も起きてる状況ですけども、まずは風倒木処理をですね、まずは優先的にやってその後ですね、基盤整備は今後どのような対応していくかということは検討していかなくあかんと思っております。それと 18 年度でやるかどうかという話なんですけども、これについても今後まあ申請も今も出てきておりますけども、後々出てくると思います。こういった問題についても今後県の方にも要望をしていかないけませんしそのことにつきまして一応私の範囲では、の課長からはですね、一応今年度の予算は倍以上ついとうから 18 年度でいう目標を言われておりますので、そういう方向なんですけども。再度あのできる体制を県と協議しながら組合のほうにも、お願いしていかんしょうないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。矢内作夫君。

14番（矢内 作夫君） 今回の答弁の中で、先ず風倒木を処理してからとその後の事については色々とまた検討してみたいな話がありましたが、その風倒木を処理して植栽までやらなんだら100%事業を採択はされん訳でしょう。これはその部分部分について風倒木を処理してついでに植栽をするわけでしょ。違うんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの風倒木処理する前提でその所有者の承諾書ももらいます。それでですね植栽が条件になっております。伐採処理した後すぐ植栽するのでは無くしてですね植栽は1年遅れてやると言うようなことになっております。例えばの例なんですけども16年または17年に伐採した後はまだ植栽されてない箇所あります。これは18年に植栽するとかまた18年度中に伐採処理した後は植栽はですね19年残るということはあります。ですけども伐採処理の方を先ずは18年度を目標にやってしまうということで植栽の方は残ります。

議長（西岡 正君） よろしいですか。矢内作夫君。

14番（矢内 作夫君） いやそのね340町歩の中で、40%済んだというのは植栽まで済んだということ。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 伐採の方がですね40%弱まできて済んだということで植栽は一部残っているとあります。ですから植栽も済んだ所ある訳なんですけどもそれが1年遅れておったりする可能性が、場所があります。非常に件数が多いなってきておりますので植栽は1年は遅れてくるという風に思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。矢内作夫君。

14番（矢内 作夫君） ほなああの40%弱のものが完成されたといわれるんは植栽はまだできとらん部分もあるということやね。

農林振興課長（大久保八郎君） 含まれております。

14番（矢内 作夫君） いやそいでね、それについてほんまに今後ともしっかりした対応として県とも協議しながらやっていただきたい訳なんですけど、その100%補助についてはそれをお願いしたいと思うんですが、林道・作業道のね倒木については、これは補助メニューがあんまりないんやと町の単独事業でやらないけんのんでなんかこう、財源が見つかりにくいみたいな話も担当課、参事からだったんですが聞く訳です。ほんとにね道を完全に何百本という倒木が押さえとう訳でそれを5人や10人の所有者でほんならこれ片付けと言うてもまっさら無理なところあると思うんです。そういうところにもある程度ね柔軟な財源の厳しい時なんですけども、柔軟なね対応をせんとことには、ほんまにあの治山治水のかなりの広域

的なそのもの持つ山というのは、本当にこれからね、駄目になってしまう言う気がするんですわ。その道明けなりその 5 番に書いとる道はあいとんですが、その道の横に水路というもんじゃないんですけども、山水が流れる 1 m もあるかないかの溝がありますわね。そういうとこにほんまにあのかなりの倒木なり切れ端みたいなものがたまっておる状況が各所にみられるんです。その辺のねなんかこう対策を直ぐにほんまに打っていかないけんのではないかなと思うんです。この間基本的な考え方なんですけども、光ファイバーを各校に敷設して情報伝達網の整備をするというような話もございました。やっぱりそれも勿論必要なことでありますし、やっていただきたい事業の 1 つなんですけどもその前に佐用町という田舎を、どういう風な景観で守るかという基本的な考え方がねやっぱりなければいけないという風に思うんですけど。町長その辺の考え方ちょっとできたらお聞かせをいただきたい。

議長（西岡 正君）

町長。

町長（庵逄典章君）

先ず最初ですわね、風倒木の処理、県の 3 年間という当初の予定で実施がされてきたんですけども実際当初はですね、中々やり方どういう風に進めるのか、ほんとに作業の着手が準備が期間が長くてですね、できない点がありました。実際やってみないとですね、事業費もなかなかはっきりでてこないしということで最初からこう全面的にどんどん進めるという状況ではない中でね、16 年度は準備期間そして 17 年度が一応かなりまあ、軌道に乗せてやってきたということでそういう中で実質本格的にやってきたのは 1 年間ということです。現在のやり方としてはですね、当初全部搬出してですね、チップ等にも処理をするというようなことでされとりましたけども、現実的には山のそこで一応処理をして、下にどんどん崩れ落ちないような形で整理をし植林ができる形で山をあけるというようなやり方こういう方法でも現実はいいいということになって作業もかなり進むようになってきてるのが現状だと思っています。そういうことで県としてはできるだけ早くねやっぱり木が腐っていきますし処理がしにくくなります。今年予算をかなり確保して 18 年度でできるだけ努力して早くやるようにという指示ということが、今課長が答弁した話です。しかし実際それですべてが終わるかどうかなかなかまだ終わらない部分もあると思うんですわね。その点については、この事業を全く打ち切るといっていい形ではなくてね、県にはまあ 19 年の 1 年間くらいの延長は、認めてもらえるだろうという話も私も担当課長からじゃないですけども、聞いておりますのでね、そういうことでなるべくそういう処理現実にあった地域にあった形での処理ができるようにですね、この 18 年度は進めていきたいという風に思っております。そういう形で処理できるところはほんとにいいんですけども、まだ今矢内議員お話のように全体としてね処理がされてないところ放ったらかしのところというのが、混雑しててその非常に谷谷、地域が荒れているという状況ですわね。この点については、治山事業等、森林事業、治山としてね、大きな災害が出そうなところなり危険なところについては県の治山事業にも取りんでいただくということをお願いしよう訳ですけども。しかしまあそういう個所もすべてではない。全体として細かい災害が起きそうな感じのところが一杯出てきてるわけですね。やはりこれはどうしても基本は地域の森林地主の皆さんも中心にある程度感心を持って、自分たちも取り組んでいただかなきゃできぬことなんですけども、こないだもお話があったのは、非常に深い谷の林道ですわね、林道自体が土が流れてしまって通

れなくなる。そこに倒木がね重なって放っておくとまたそれによって水がせき止められたりしてですね、益々その道がなくなってしまうと。ということで何とか、道を開けると同時にそういう河川といいますかね、谷川の流れるように改修をしていきたいということでのお話があります。そういう事業がどうしても今県や国の対策事業としては、なかなかメニューがないということになればですね、地域の地主の方とも負担もある程度いただきながら町としてね、こりゃ対策を考えていかなきゃいけないと思います。すべてのまだそういう風に取り組んでですね、皆でやりたいということをおね言っていたところは、いいところで、そういうことも言われないほったらかしという所も非常に多いんですけどもね。せめてそういう風に意欲をもって何とか地域にしたいんだと言われる点については、所についてはですね、これはやはり優先的にですね、取り組んでいく考えていかなきゃいけないなという思いをもっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 今回の町長のお話それで結構だというふうに思うんですが、そういったことでほんとにこう田舎としてどうでもこう守らなければならないものだけは、基本的にきちっと行政も一緒になって守るんやと言う気持ちをやっぱりもっていただいて今後とも頑張っていたきたいという風に思います。その保安林なんですけども、これ地元の人のももたれておるけども不在地主の方がその中に混在しておるという中で全部のまあいいうたら、了解がなかったら要らん部分はやっぱりあるんですね。保安林でもそういうような問題で地元の方はやりたいというふうに思っておられるんですが、不在地主の方が何処におられるんやら何人おられるんやらわからんというような状況の中で全く手をつけられんのじゃないかなというようなことが地元として問題になっておるといようなことも聞くんですけどもね、この辺の対策は具体的に。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 保安林でもですね、下に保全対象、緊急性を要する処理しなければ危ないといったようなところについてはですね、町も県事業になりますけども、県と一緒にして不在地主のほうに地元の方も確認確さしてもらったりしてですね、連絡とってやってきております。それ以外の所はですね普通林も保安林も一緒なんですけども保全対象が薄い場合そういったところはですね、あくまでも申請ということで、受付をしておりまして、不在地主の方については行政の方からは連絡をとるとか現在しておらないわけなんです。今後ですね 2 次災害の危険の恐れのあるところそういったとこをですね、場所をずっと治山課とで確認しようということ話すとんですけどもそういった個所で普通林においてもその防災工事をしなければならぬそういった個所については、保安林の承諾が必要になってきますそういうようなことも含めてもしそういうような個所につきましては、それはま、行政としても不在地主に連絡とって承諾を得て工事にかかれるような計画をしていきたい。というふうに考えております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 今ね、緊急性の話が出ました。僕は素人でわからんんですけども保安林に指定するという事はやっぱりその治水とかいろんな関係の中で、やっぱりこの山は絶対守らないけんのやという緊急性があるさかいに保安林に指定されておるといふうに理解はしとんです。そうじゃないんですか。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 保安林でもその内容が目的内容がいろいろある訳なんですけどもそれによって崩壊の恐れがある緊急性の保安林とかですね、水源かんようと言った水を保存するような山林をするような保安林とかいろいろあると思うんです。そういったことからですね、緊急性の要する危険な山地においては直接治山課の方の事業として取り扱いをやっていただいておりますので、そこは充分協議して進めていきたいと思っております。ですからその目的の内容が保安林にもありますので、全てが緊急性というような捉え方ではない訳です。

議長（西岡 正君） 矢内 作夫君。

14 番（矢内 作夫君） あのね、実際問題佐用町の奥でそういうようなことをおっしゃってる方があります。また相談にこられましたらね、きちりその辺は対応して挙げていただきたいいふうに思います。その件につきましてはそれくらいで終わらせていただきます。1 点目の問題なんですけども職員の数なんですけども今年の 18 年度の予算からみたら僕 412 名いるように思たんやけど 417 になっとんですか今。

議長（西岡 正君） お答えください。総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） 417 名ということになっております。これはあの県からの大撫山、県からの出向言いますか、併人の職員もございませうも含めてということでございます。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） この質問につきましては、私もあの旧町の時にも適正化とかいろんな事についてまあ町長と議論させていただいたことがあるんですが、今平均所得が 410 何万か出ましたかこれはどなんですか。手当抜きの話やね賞与も何も入れん中の話やね。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） 含めた平均でございます。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 含めた平均でこれくらいになりますか。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） 今申し上げてましたのは税の申告等に使います所得金額、収入金額というのではございません。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） いやいや僕ら普通ね一般的、年間所得どれくらい言うたら、税込みのそういう風な部分になると思うんですがそうじゃないですか。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） ただ今の比較ということで一般質問出てますけども、税の課税状況等からいたしましても総収入というものについての把握というのは、非常に難しいということで課税に基づきます金額、所得金額、これに基づいて比較をいたしたと言うことでございます。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 基本的なこと聞くんですけども、今僕も質問さしてもらいよう眼と言うのは、官民の格差についてであります。基本的に町長、官民いろんな意味においてなんですけど佐用町の職員、町の公務員と一般の働いておられる方とのいろいろな意味での格差というものは感じておられますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） 所得についてですね、公務員が安定した現在状況にあるということは思います。ただあの平均で見るとというのがですね、なかなか難しいです。当然公務員より、所得たくさんある方も民間の中にもいらっしゃいますしね、ですからその仕事の内容なり立場で中々その差がどちらがねいいのかということになると、一番強いのは安定した給与所得が得られるということ。その額も民間のなかであればかなりまあ、高額所得者と同等の形の水準にあるというふうにいえるというふうにならね平均で考えれば言えるという風に思いますね。

議長（西岡 正君） よろしいですか。 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） ほんまにあの、小さいことごとそそ言う気はないしそういうこともこういう場では質問はしたくない訳なんですけど、今もうまちづくりの話があり協働のまちづくりというようなことが合併前から非常に言われてきた、それはまあ僕の考え方では今までまあすべて行政がやっていたことについていつまでも行政ばかりで頼っていても困りますよと単純に言うたらそういうこと。皆さん方も一緒にできることはやってくださいと僕はこれはこれでいいと思うんです。その基本的な方針のなかでかなりの僕らからみると格差があるんじゃないかということが懸念されるんす。協働のまちづくり協議会また地域づくり協議会これからまあ、町の職員もかなりいろんなところへ出られてそういう話について各

地域、部落に入られることがあると思うんです。その時に残業手当というのはつきますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） はい事業推進とかそういう場合におきまして時間外に出ることになりますと、当然ついていくということでございます。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） あのねその今からこれからその地域づくり協議会を起こして地域のいろんな役員さんなり含めた中で町職員と一緒にってそういうことを話し合う機会が増えるわけですけどもその時に、その町職員も町民の一人でありますわね、その一般的に集まってもら人も昼に本気で働いて大変な思いされて、夜2時間なり2時間半なりを費やされる訳です。そんなかで、方はボランティア、そんなこと言うたら語弊があるけどもただですわなその時にそういうふうなときまでね、残業出して対応するこの姿勢がね、ちょっと町民から乖離しとうと思うんです。この辺はどういうふうに思われますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうふうにはですね、言われることもある程度私も理解はしますけども、しかし、職員のですね職務からみてこれは業務として仕事に当たっているわけですからね、だからその同じボランティアということで取り扱うことはできないと思います。ただ職員もですね、地域に帰ればそういう地域づくり、まちづくりのですね地域の住民の一人としてそういう参加をしてる訳です。だから、協議会にね仕事として皆さんに出て協議会の会を行ったり、その書記をやったりしてそういう形で担当職員にとって出るときには当然業務としての残業という形に仕事という形になりますけどもね、しかしそれ以外に自分がやっぱし職員に言ってるのは、自分たちも町民の一人としてその地域の住民としてですね、その決められた活動、皆が地域でやってる活動にはまず積極的にね参加して地域のある意味ではリーダーとしても頑張っって欲しいと。そういうことで住民の皆さんの信頼を得るようにしてくださいと言う話をしております。

議長（西岡 正君） よろしですか。矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 僕が言よんのはいろんな業務があるさかいに全部が全部それはおかしいと言っておるわけじゃないんです。やっぱりね町民と一体となって、これからの町づくりを考えようということについてはね、僕は職員である前に町民であると思うんです。そういうことぐらいのまあ言うたらボランティア精神言いますかね、サービス精神ぐらいなもんは、僕は町職員がもってくれてもおかしくないと思うんです。そうじゃのうても今言いますように所得についてはかなりの格差が実際あります。僕も商工会で、そういうことになって佐用町の事業所いるんなどこの所得申告上がってきておるのを見る訳なんですけども、実際そこからデータをもってくるという訳にはいきませんいろんなことがあってけどもそれを見

ますとね、そもうかなりの格差があることはこれは明白な訳ですそんななかで、そういうことを住民が感じておる中でね、協働の町づくりをしようということは、非常に難しい思うその辺はやっぱりね、僕は今回この3月でしたか、町長が10%の給与カットをされました。それはもうね、町長これ10月から合併して4人が一人になってほんまにこの6ヶ月間7ヶ月間まともに1日も休んでへんのやないかなというような気がするわけです。それくらいまっフルに活動しよう人が僕はまあ、下げる必要もないというふうに思うんですけどね全体的に考えたらそういうことも考えないけんからということで、町長が提案されたというふうに思うんですけども。僕はやっぱり大部分を占める町職員がその金額を減らす言うんじゃなしに、そういう気持ちになってまちづくりに参加してくれるような考え方持って欲しいというのが基本的な考えなんです。それでもやっぱりその仕事は仕事として割りきらないけんというふうに思われますかな。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ担当職員としてですね、職務に当たるということ、責任を持ってね、職員としての仕事を遂行していくこれは仕事ですこれは割り切るという意味じゃなくて、当然のことだという風に思います。ただそれは1つの仕事その仕事というのは今度の協働のまちづくりを行なっていくためのいろいろなその制度を作ったり制度をしたり計画をしたりということの仕事なんです。実際にそのなかでの活動本来の目的というのはそこから始まります。それは職員もですね、住民の地域の住民の一人としてより積極的にやはり住民の皆と一緒にですね、汗を流して地域づくりをしていくと町づくりと一緒にやっていくという、そういう姿勢をね、持ってくださいとそれはもっていこうということで職員も研修というも行なっております。職員もそういう気持ちになってやってくれて取り組んでいこうという気持ちになっているというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。矢内作夫君。

14番（矢内 作夫君） その点については、平行線かなというふうに思うんですが、それはそれとして次ちょっとあの、手当のことについてお尋ねをしますが、この予算書の中で一般会計のなかで見ると13ぐらいのいろんな各種手当が出てますね、このなかにその前回いうんか旧町の間も聞いたことあるんですが、調整手当というのが5%支給されてます。それが今度3%に下がって来年から地域手当なくなるんやと、来年なくなる調整手当というようなものは、今まで何だったんだらうなという気が1点します。この調整手当どういう意味なのかということそれと勤勉手当、この勤勉手当字からいうたら勤勉な人に対する手当、勤勉であることは基本じゃ思うんですね。何でこんなもんつくんだらうか、これまあ、僕も予算今まで賛成してきておりますので、いまさら何言よんなら言われたら、しょうがないんかもわからんけど、今回、そういうことで1つ、いろんな面で見直していただきたいというなかで、言わしていただくんですが。それとその特殊勤務手当。これはどういうふうなものがあるんか、それと保育士手当というのがあります。保育士というのは、保育士として採用しておられるんでしょ何でそれに手当を出さんんだらうかなというふうな思いがあります。派遣手当とか寒冷地手当とかいろいろ手当がある訳ですがほんまにこれは出すべきやと言うような手当もありま

すがかなりの部分でちょっとおかしんやないかというような思いをしております。今予算書にあがとう手当すべてほんまにこれこのまま残さないけんもんであるというふうに思われておるかどうか、それを1点。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） これまで長年ですね、公務員の給与体系の中で調整手当というものが各市町村ある程度その率は違うんですけどもね、支給をされておりました。これはあの調整というのはどういう意味かと言うことになると私もその、それをきちっと説明するのはですね、難しい点もありますわからない点といたしますかね、何の調整かとこれはまあ、勤務地によって当初は都市部で生活するのとまた、地方で生活するのと物価の差とかですねそういうことも都市部が調整手当が高くて地方が低かったという点ではそういう点もあるんかもしれませんが、民間との格差という形で当初調整手当が出されたのかもしれませんがね、ただこの自治体においてもそういうものが支給されてきたというのは事実ですね。ただこういう点についてはやっぱり今の言われる民間との今の逆に格差が出てきたという中でね、きちっと説明のつかないものは、出せないんだと出せない方向でいこうということで調整が今逆になくなってきてるということだろうと思います。だから、今回ははっきりとね調整という意味じゃなくって地域手当という形になった訳ですね。国としての方針としてこの地域物価の高いという意味かと思えますけども、都市部についてはその地域手当を出す地域そのまた支給しない地域ということが指定されてきたわけです。だからそういうこと法律の元にこの佐用町に置いては、地域手当についてはこれを廃止するという形に方向になってきたという風に思っております。まあ後勤手当等は矢内議員なんかボーナスで出てるのに勤勉という議員さんも出てると思いますけれど基本手当としてですね、名前でおかしいと言われるんだったらそのおかしいかもしれませんが、要するに年間4ヶ月というボーナスが出てますね、賞与はそれを分けてですね、出してあります勤勉手当というのがなくて議員さんは今聞いたら職員と同じ4ヶ月が出てると。職員の場合には勤勉手当は1.4月位かなその他が通常の期末手当という形ですね、そういう名前が使ってるというだけです。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

町長（庵逄典章君） それとまそのなかでね、手当のなかで今後見直していくべき手当というのにも確かにあると思います。そういう給与のなかに含まれてると仕事の職務の中に含まれてるのに2重に出してるんじゃないかというような捉え方をされる分も確かにあると思いますね。ですからそれはあの当然これまで例えば職員としてはそういう給与については、組合との職員組合もあるわけですから、話の中で取り組みをしてきたことですから一方的に廃止と言うことはできませんけどもやはり職員の理解を得ながら是正をしていく点はしていきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14番（矢内 作夫君） 今勤勉手当その期末手当みたいなもんじゃという説明あつ

たんですが、これあのね予算では期末手当 4 億 2800 万、勤勉手当が 2 億 800 万出とうわけですね、今いわれる 1.2% くらいな率だったらこないなりますか 2 億にもなりますか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） だから、両方合わせていただいてそれが職員のね、給与の 4、何ヶ月決められとりますけどもその期末手当の総額になるというふうに思います。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 今言われたんが、1.4 ヶ月分が勤勉手当言われたんやな。

総務課長（小林 隆俊君） 1 年間の手当の関係ですけども、期末手当が 3 ヶ月それから勤勉手当が 1.45 ヶ月両方合わせますと 4.45 ヶ月ということでございますボーナスとして支給ということになります。

14 番（矢内 作夫君） これね、僕だけのもんかもわからんのですけど勤勉手当と期末手当と分ける必要があるんですかな。一緒して手当なんじゃかんじゃ言うていろんなもんがね、付属してくると町職員というか公務員はこういうことも、こんなもんも出ようというような、1 つの批判対象にもなるわけですわ。これ、考え方としてどんなんですかな、やっぱり分けとかなんだらいけん理由があるんですか、何か。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林 隆俊君） この手当等につきましては、人事院勧告等を基にしてそれぞれ支給をしておるところでございますけども勤勉手当等につきましては、今後将来的な国なりもなってきましたけども成績率そういうものを含めてですね、こういうのは決めて支給ということになっています。

議長（西岡 正君） よろしいですか。矢内作夫君。

14 番（矢内 作夫君） 非常に嫌われることといった訳ですが、ほんまにあのこれから厳しい状況の中で財政改革もしていかないかんし協働のまちづくりということで、ほんとに大変なこれからのまちづくりが始まっていくんじゃないかという風に思うんですがそのなかでほんとにね、町と町民というのはこの信頼関係で結ばれなったら、何をやってもちょっとほんまに難しい時代になってきたと思うんです。その点で、ほんとにあの大変な思いを当局の方もされると思うんですが、何とかその点ね町民の方にも誤解を受けないように何とか一緒にしっかりと将来の設計をして行こうというようなことがお互いのその両者の中で醸成できるような行政運営をお願いをいたしまして一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君の一般質問は終わりました。続きまして松尾文

雄君の質問を許可いたします。

7番（松尾 文雄君） それでは国民健康保険税の税率改正についてお伺いします。合併協議会のなかで税率については平成17年度中に調整し平成18年度から、同率課税とするということが根拠として本定例会に上程してあると思いますが、先ず今回上程してある議案のなかから改正部分を引用いたしますと医療分に対しまして、被保険者に係わる所得割額は旧佐用町では100分の5.70、旧上月町では、100分の6.25、旧南光町では100分の6.50、旧三日月町は100分の4.27が今回改正としまして100分の5.80になるとのことです。また同じく資産割額につきましては旧佐用町、上月町、旧南光町それぞれが100分の30.00、旧三日月町におきましては100分の22.30がいわゆる佐用・上月・南光町と同じ100分の30.00に改正されます。また均等額におきましては旧佐用町では、22,200円。旧上月町では21,500円。旧南光町では18,000円。旧三日月町におきましては17,600円が20,400円になります。世帯割の平等割額としましては旧佐用町、旧南光町、旧上月町におきましては24,000円。旧三日月町におきましては13,800円が22,800円にと改正されるようになっていきます。こういった改正のどこを見ますと減額になる旧町また増額になる旧町があります。税というものは急激に上げたり下げたりするものでなくもしあげるとするならば、段階的に引き上げるのが、町として住民への配慮かと思えます。この度どのような考え方で税率が決められたのかお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、答弁お願ひします。

町長（庵途典章君） それでは松尾議員からのご質問にお答えをさせていただきます。この国民健康保険税に限らず水道料金、下水道料金等につきましても旧町ごとの格差がありまして合併協議会においても段階的に引き上げることも検討されたというところではありますが、検討された結果国民健康保険税については経過措置として17年度中は旧町の税率を適用し18年度から全町統一した税率を適用することに決定をされております。町としましては合併協議の決定事項を尊重しながら、本年度から同じ税率を適用することとしておりまして国民健康保険の運営協議会でも妥当であるとの答申をいただいておりますので、どうかご理解いただきたいというふうに思っております。以上簡単ですけれども経過と今の考え方との答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） 運営協議会の方で妥当との回答があったということですが、運営協議会のメンバーはどのようなメンバーでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

住民課長（山口良一君） 協議会は9人で構成されておまして医療の関係から3名、広域の方から3名ですね、被保険者代表が3名という構成になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。松尾文雄君。

7 番（松尾 文雄君） 旧地域割って言うんかな旧町割に関してはどのように割られてますか。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） 医療関係につきましてはですね医師会の方なり薬剤師会の方から選任いただいております。後被保険者代表とそれから広域代表につきましては人数は違いますけどもそれぞれ 1 名から 2 名という形で選出といたしますか、委任しております。

7 番（松尾 文雄君） もうちょっと分かりやすく。佐用地域で何名、上月で何名そういった割合を教えてください。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） 被保険者の代表の方では旧佐用町から 1 名、上月町から 1 名、南光町から 1 名、広域の代表では旧佐用から 1 名、南光から 1 名、三日月から 1 名という割合になっとります。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7 番（松尾 文雄君） まぁあの単純に今言う運営協議会のなかでもね、減額になるところが被保険者代表ですよ。要するに増額の地域からは何も意見聞いとらんというのがこれで分かるかな思うんですよとりあえず、色々今回も資料いただきまして先ず事例の計算表ということをお願いしてるんですけども、先ず平均的に 5 つの例があげられてますけども佐用郡における部分で言えばどの例が先ず基準ぐらいになりますか。先ず加入者とか世帯数で言えば例 3 というのが妥当かなどんなかな分かりませんが、どこらが基準になります。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 資料として 5 つの例を出しておりますけどもどの例が一番多いかといいますと、ちょっとわたしもそこまでは検討しておりません。検討というか確認しておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。松尾文雄君。

7 番（松尾 文雄君） 先ず非常に残念なのは、先ほども言いましたように増額になる町からの意見が聞き入れられてないというのが非常に残念ですね減額になる町ばかりですから当然適当であるという返事が返ってくるん、当たり前話でありまして先ず先程も言いましたように計算表のなかで例 3 でいきまして、佐用町では 3,800 円の減額ですね。上月町では 8,000 円、南光では 3,600 円。三日月町は 34,600 円の増額になるかと思えます。非常にこの差が激し過ぎますね、税というのはやはり同じ様に同じ金額に 1 度にするのは非常に無理があります。で

すから、初に申し上げたように段階的にするというのが本来町の姿勢だろうと思います。確かに合併協議会で18年度に同率でするんだということに決められてありますけれどもこういったここまでの大きな差が出るというのは、非常に住民として支払う同じ税でありながら格差があるというのは非常に残念なことかと思えます。そういったなかで先ず三日月町はなぜここまで安かったかというようなことを調べられたかどうか。お聞きします。

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（山口良一君） 聞いておりますところによりますと三日月町については合併前、基金があったということで税率を下げられたということも聞いております。平成12年ごろを比較してみますと三日月町が5.50でその当時一番安かったのが佐用町ということでそれから5年間ほどの統計をみてみますと佐用町・上月町につきましては、1回だけ税率を改正されておりますし南光・三日月につきましては2回税率を改正されております。それぞれ町の事情があったかと思うんですけれどもここ最近ですね三日月町が15年ごろから税率下げられております。その原因については、私も先ほど言ったように基金の件もありますけれどもそれ以上詳しいことは調べておりません。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） 確かに基金は、ようけありましたね。1番多いかったかと思うんですけれどもそれは、なぜか言うたら結局医療費があんまりかかってないということですよ。医療費がかかってない施策をしっかりとれば医療費が安く済むと。医療の税金も安く上がるというのが分かるかなと思います。これまで各町それぞれ健康づくりということで町ぐるみ健診をいろいろされておりますけれども先ず各町旧町単位の中で受診率いうのを、非常にこうはっきりした率いうのは分かりにくいかと思えますけれども1つの目安として旧町単位での受診率というようなものはそのようになっているか、伺いたいんですが。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達美一夫君） お答えいたします。17年度の町ぐるみ健診の人数ですけれども、一応要検対象者40歳以上の分を申しあげさせていただきます。旧佐用地域におきましては47.0、旧上月地域におきましては37.8、旧南光地域におきましては50.5、旧三日月におきましては59.4合計で47.4%でございます。

7番（松尾 文雄君） はい、あの今お聞きのとおり受診率そのものにしてみても、非常に三日月は約60%近い受診率、4町平均しますと47.4ということで1つは健康づくりそのものがしっかり取り組むことによって税率が安く上がるというのが、受診率からまた医療費の部分のみをみても分かるんじゃないかないうふうに思います。単純に一律に上げますよというのは、これは誰がしてもできる話です。一律にするっていうのは、やはりこういった差をいかに住民の人に納得していただくなかで進めていくかというのがやはり町当局の知恵いう風に思っております。今回税率が出てくるわけですけれども、是非とも見直しする必要があるのかないうふ

うに思っています。先ず対案がでてますけどね、全体を一番安いところに非常に無理があると思います。ただ国保会計上難しいということならば高いところは高いなりにおいときなさいよ。安いところをいかにして段階的にあげていくかということかと思えます。これまで旧佐用町におきましても基金が約 4,500 万、上月町は 5,900、南光町では 1,600 万、三日月町は 7,400 万です。いうふうにありますこの度、また基金の取崩しということで非常に財政厳しいというのがこれで分かります。分かるのにもかかわらずあえて何故税率を下げているか、あげるところは理解できます何故下げるかそのところをお聞きしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この国保事業会計のですね、やはり 1 町の中での運営のなかで国保の税という形で負担をいただくわけですね。そうなりますと 1 町の中です、町民の皆さんのそれぞれの地域によって税率が違うというのは、この 1 本の国保会計というなかでは、逆に無理があるというふうに思えます。そういうことで今回ですね、今松尾議員からご指摘のようにこれまでの旧町での負担税率からすると三日月町が非常に一変に値上がりをするということでそういうことも少しでも税率のアップを押さえるために全体としてね、税率をできるだけ限界のなかでぎりぎりのところで治めたと設定をしたというのが協議のなかでの話でございます。実際に今後ですね、国保会計というのは、被保険者保険ですから負担の中で運営をしていかなければなりません。ですからできるだけ健康づくりをして受診しなくても健康で皆が暮らしていただけるような町民の健康づくりをすることによって医療費の削減も図っていかなければならないというふうには当然思っておりますけれども。合併協議というなかです、非常に難しい点先程もいろいろといろんなサービスの問題です、サービスが低下するというお話がありましたけれども確かにこれ全体として上がるところ下がるところというのがあって、調整という形になりますので三日月町においても、国保税については安かったですけれども介護保険についてはそれだけ高い面もあったということもあります。そういうことで町としては 1 つの町としての会計ということでこれはどうしてもご理解いただかなきゃいけないいただきたいなという思いであります。

議長（西岡 正君） よろしいですか。松尾文雄君。

7 番（松尾 文雄君） 介護保険までかわらんとかな思たんやけど、町長が言われたんで言いますけども。先ず確かに介護保険高かったですよ。他の町安かったですよ。ほいで今回介護保険あがってるんですよ。全部がそやからそれといわゆる医療部の部分これがねバランスが合わないですよ。ただ単に高い方に合わせた話だけですよ。介護保険も他 3 町が安ければ本来安くないか。一番少ない人数のところが高かった言うのはね人数の多いところが安いんですからまあ、その部分はよろしいですけど。非常にアンバランス介護保険と国民健康の部分はちょっと違う決め方をされているということ。ただ単純に高い方に合わせたというだけのこと。それではいわゆる例 3 によりますところの三日月が 36,600 円増額になっておりますけども。例えばこれが佐用が、その金額が高くなったとしたらどうします本来ね、人口の多いところが高くなって、多いところがもしそういうふうになったら皆さん絶対そんな決め方しませんよ。そら先程もありましたけども

運営協議会のメンバーが、自分とかが安くなってるから皆言いませんよ。安いいうことはいいことだ。ただ逆にちょっと考えてみてください。それぞれ減額になってる町これが逆転したとしましょ。他3町が高くなって1町が安くなったということになれば絶対こんなもんよう決めませんよ。恐らくそんなことは考えられないと思いますけども。先ず地元の町だったら絶対しません。先ず水道料金の中でもそうです。当時私議長してましたから議長・町長会の中で非常に三日月が高くなるということで何とか安く安いところから段階的に上げることができないかということで提案しました。それぞれの各町にもって帰られました。なおかつ先程も町長が言われましたように合併協議会で決められてるからこの金額で行くんですと。いうふうな返事でしたね。従って高い金額になってしまったという。それでも佐用なんかには減額になってる。住民誰も言いませんよ。やはり特にあれは使用料やからまだ辛抱しましょ。今回の国民健康保険税というのは、あくまで税です。安くなるどころ高くなるこれは許す訳にはいきませんよ。やはり税というのはいわゆる平等で払う人間が責任もって払えるようにしないと何故三日月だけがそこまで払っていくのか、先ず世帯数でね三日月が先程言いました例3でいいますと、34,600円上がります。加入者の世帯が684世帯あります。ほなその金額がざっと2,300万ほどあります。他3町それぞれ佐用では3,800円。上月では8,000円。南光町では3,600円減額されますけども。それぞれ世帯数に掛けた場合1,800万。ざっと1,900万くらい安くなるうかと思えます。単純にそれでは計算できないのは分かりますよ。分かるけどもそれぐらいの差です。非常に掛ける人数の少ないところで、たくさん仕入れて世帯数の多いところにはサービスをしっかりと、これは非常のこうよくないやり方かと思えますけども。税に対してほんとと基本的な考え方ですけども。町長、どのように思われてます。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） 逆に私は、税だからこそ公平に課税をしていかなきゃいけないというふうに思います。今決める時に松尾委員はですね、その運営審議会においてもそういう上がるとこ下がるところの中で意見が充分反映されていないということですけどもこの金額というのはですね、決して数字的にそのどうのこうのということではでないところだと思います。国保会計ということで実際の医療の給付の推定現在の医療費また税の実際に収入とのバランスですね、そういうものを1つ推計しながらですね、考えていって計算のうえでその率が出してきております。だからそういう意味でですね、決してほんなら逆に旧佐用が上がるんだったらしてないとかですね、三日月だからしたんだということでは決してありません。それは、全体の佐用町としての国保会計として今後のいろいろとその運営のなかでですね、収入支出のバランスが取れる何とか運営ができるその会計としての税率をいくりにするかということでそのぎりぎりのところで決めてきたということが事実でございます。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） 先ずね、基金先程も言いましたけどもあの基金は加入者の方々のお金ですよ。要するにそういったなかで三日月町の加入者のこと何も言わないからよかったんだろうと思うんですね。少ない人数の中で7,400万からの基

金をためている訳ですからそういった基金を今回充分に使うべきなんですよ。段階的に引き上げるというのは、当たり前の話ですよ。人口の加入者の多いところで佐用町なんか 4,500 万しかありませんわな。そやから運営の仕方が非常に問題だったというのが分かるんですけど三日月と同じやり方をやっていけば基金ももっとしっかり貯まっているはずですよ。それは何が悪いかというたら先程も言いましたように、健康づくり基本的な部分です。長年かかってここまで来てますけどね、1年2年ではそういったこと現れませんが、やはり加入者の基金の使い方これはしっかりね、特に旧三日月町においては少ないなかで 7,400 万からためて持ってきてるんですよ。もって来てるという言い方はおかしいですけど。その金を上手に使えるとすれば段階的にあげるといのは、もう当たり前の話ですよ。それが今回三日月だけ高くなってその基金をどうしてるか言うたら他 3 町の安くなった減額になったとこの埋め合わせですよ。結局そういう基金の使いかたというのはよろしくないように思いますよね。そら議員かて佐用・上月の人非常に多いですよ。これ逆だってみ皆やんやん言いますよ。こんなことしますとね、非常にどこかで爆発するんじゃないかな。非常に危機感もってますけどただ、基金の使い方あの基金は三日月の方々が一生懸命長年かけて 7,400 万貯めてきたやつです。それをうまく使っていただければ段階的な引き上げが充分可能かと思えますけど、如何がですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まぁ、会計をですね各旧町ごとの会計をしていくんだったらそういうことは言われることもですね、可能かもしれませんけども合併においてこれは、国保会計という 1 つの事業だけの会計ですけども町全体の会計からみてもですね、それ言い出すと各町基金を持ち寄った金額をですねかなりばらばらです。そういうなかでその基金を持ち寄ってないからこの事業をしないとサービス悪くするとかいうことが言えできない。町民として町として全体の公平性を保つということが町行政の責任だというふうに思います。そういう意味でなかなか、松尾議員の立場から見ればそういうこと言われることについても私もやはりできればそういうことに対しての対応はできる。理解もしなきゃいけないなと言う理解ができるところもありますけどね、やはり今の新町として 1 町としてのこういう事業を責任もって進めていく観点からすればですね、これは旧町のそれぞれの地域が税率が違っていくと。言うようなことはですねこれはできないんではないかなと思います。

議長（西岡 正君） はい、松尾君。

7 番（松尾 文雄君） あのね、交付税なんかでもね、10 年間今までと同じ様な各町、4 町が一緒になっても 1 町として計算しなくても 4 町として計算していきましようというのはねいわゆるこういった税率また使用料の差こういったものの差があるから 10 年間でそういったものを、充分に埋めなさいよ。ですから交付税で対応していきましよう。1 町で計算していきませんよと 4 町分出しますよというのが、基本的な考え方ですよあえてここで無理やり一律にするって言うのはね無理があります。特にこういった税率というのは 1 番安易なしてはいけない方法かと思えます。国でもそうです。消費税にしたてほんとは 20 何%が正しいという人

ありますよ。あれから年々徐々に上げていくんですよ。何にしても一気に上げられませんよ。やっぱこういう一気に上げると言うのは非常に無理がありますし住民は納得がいけないんじゃないですか。おそらく旧三日月町の住民の方々は、他がどれだけ軽減されてるかというのが充分理解されてませんからね。どっこも同じ様に上がったという風に思っているから何も言わないかと思えますけども。やはり合併して合併効果として軽減された町はよろしいですよ非常にこういった差があるというのは、よくない話で是非とも考えるべきかと思えますけどもまだ充分間に合いますけどもね。町長いかがですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういうね、ご意見思いは分かりますけども私は税率特に全体としてはね、段階的に上げたりということをして上げる場合もね、そういう経過措置をとるということは必要かとは思いますがその地域の一部だけをですね、そういう扱いをしていくということもね、これは国の税金においても何においてもこれはないと思います。そういう税のある意味では、こういう事業をしていく公平性のなかでその自治体に含まれる町民の権利と義務のなかでですね、これは公平に課税をしたサービスも同じ様にしていくということ一応これを原則にして、これから調整をしていく。その調整が難しいからなかなか今のようないろんな意見があって調整が難しいんですけども。難しいからといって今松尾議員からの提案のようなことをね、逆にすると他のことすべてにも、影響も出てくるんじゃないかと余計難しい面が出てくるんじゃないかという気もします。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） あのね、合併当初だからね、非常にそういった各町差がありますから当然一本化できない言うのは、当たり前の話ですよそれを無理やり同じ税率にしようというのが返って無理なんですよいわゆる段階的にやっていくというのが本来の姿ですよ。今町長が進められている一律課税というのはね、それこそ無茶なやり方なんですわ。合併それぞれ違う色ですよ。4町それぞれ違ういろですよ。それをいっぺんにね、4色混ぜたら汚い色になるんですから徐々に混ぜることによってきれいになるんです。色で言いますとね。だから段階的に引き上げるそれでええやないですか。何故、そういうふうにならざるに一律課税にこだわられるんですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 段階的に引き上げる点についてはね、それはなんら必要であればそういうことは私は駄目だというふうには、お話をしておりませんただ三日月町を段階的にするというそういう各町内でそれだけの税率が大きく違うという形を課税をしていくということ自体が問題があるという話をさせていただいたと聞きます。

議長（西岡 正君） 松尾君。

7番（松尾 文雄君） あかね、これまでそれぞれの町が全然違ってた訳ですから一緒にするというのは本来無理です。何回もいいますけども段階的に三日月だけ上げていけばいいですよ。他の町はそのまま何年かおってもらえばいいですよ。それを片一方は下げて片方はごとと一気に上げるそれはやっぱりよくないですよ。やはりそれは絶対したらいかん方法です。何故そこまでこだわるか他、3町が安くなってそら3町の方々はこの資料見るだけでも、なりよしいわな。これは合併効果ですわ。いわゆる合併してよかったないのがこういったところに現れてますよ。やはり無理のない中で上げていこうとすれば段階的に安いところは上げていくというのは本来の姿ですよ。それを一律にせないかんという考えが私には理解できませんけども今一度お伺いしますけどもね。しつこい言うて言われると思うんですけども何故段階的な引き上げができないのか一律にしないでいいのか、方や軽減して片方増税する。それで税ってというのが成り立つお思いですかやはり段階的にやるべきと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これが私は4町の合併というですね、調整だと思えます。税だけではないんですけども税もその調整のなかに含まれていることであって私はあえてまあ、こだわるというんじゃないかと私は町の責任としてねそういうとり扱いをしていかなきゃいけないんじゃないかなという思いでこれを今お話をさしていただいておりますのでそれが一般的にですよ。そういう取り扱い方することのほうが妥当なんだということが皆さん誰もが認められるんでしたら町民の皆さん一人がですよも含めてそういうことが、そういう思いで皆さん考えがまとまるんでしたらね、そういうこともそら絶対できないということではないと思えますけども。やっぱり町民全体から町政の付託を受けて運営をしていく上で地域によってそういう負担税率を変えらるというようなことはこれはやっぱり責任者としてはやるべきことではないと言うふうに思いますが。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） あかね、もう今だからできるんですよ。各地域税率が違ってても合併当初だからできるんです。皆全部ちがいますやん先程もでてましたけども、税金の徴収にしたて違いますやん。同じ様にされてませんよ。やっぱりほなその、勝手があるときにはそれぞれの町で違いますから言うて逃げててやな、肝心な時に一緒にせないかん。それだったら徴収も同じ様にしっかり上げなさいよ。徴収できてませんよ。各町そうでしょ。国保だけで言いましてもそうですやん。かなり差があるでしょ。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） ですからそれは、徴収も同じ様にですね取り扱いをしていくということで今やっております。それは過去においてその徴収についても仕方違ってたという点がありますけどもそれをさかのぼってですね、取り上げていってもですね、これは各町の責任でやってこられたことですから合併後というのは合併後これからの運営のなかで議論すべきやり方を議論すべき話でありまして、

この課税についてもそういうことでこれまで協議会のなかでもいろいろ議論されたところですけどもね。どうしても18年度これから1つの町として国保運営をしていく上でこういう課税をしていきたいとすることが必要だということでこの税率も決めさしていただいたところなんでこれはご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） まぁあの、合併協議会で決めた決めたいう格好で逃げられると非常に困るんですけども先ず滞納でもそうですよ滞納状況ね各旧4町ごと概ねざっとどれくらいになってます。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 16年度の決算時でいいますと、旧佐用町が2,726万977円、旧上月町が2,613万2,598円、南光が2,197万1,537円、三日月が285万3,750円と16年度末ではそういうふうになっております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾 文雄君） まぁあの単純にね、今みても三日月が安くなりますわな。しっかり徴収してますやん。やっぱりそこらまでね、原因としてあるんですよ。そやから税率を決める場合ね、そこらもしっかりみていかないと佐用と三日月の差いうたら10倍ですよ。佐用の1割が滞納ですよ。三日月ねやっぱりそれだけしっかり納付してるということは、健全な運営ができているということですよ。従って税率も安くてすんでいるということ。そやから合併して間なしやから各地域の差があっても今は許してもらえる時期ですよ。これを何年で調整するかというのはそれぞれの町の懐具合いう部分でやっていかなあかんと思いますけどもね、ここで急激にやるというのは何もいい策とは思いません。いろんな健康づくり状況また税の徴収の部分そういったとこみましてもやはり安いとこは安くなりなりに努力のした結果だろうと思いますよ。そうやって他が努力しとらんいう意味じゃないですよ。そういうふうにご理解されたら具合悪いんですけども先ず結果としてそういった部分の積み重ねが安く上がってるということが現実としてあるんですよ。従って今回是非ともまだ最終日までまだ議決してませんからね、提案はされてますけれどもよくチョコチョコ差し替えいいうのがありますからね。今差し替えれば充分間に合いますよやはり合併協議会で決めたから決めたからいうてそのままいくんじゃなしに。庵造町長として町の町長自身の方針としてこう行くんだということをおね、しっかり示されれば町民も充分喜びますしそれがやはり庵造町長政権のいいとこを今見せるべきだと思いますけどいかがでしょうかね。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵造典章君） そういうご意見ということは、拝聴いたしましたけども現段階におきまして私は町長として新佐用町としての公平な税率ということ。これが1番基本にあるべきだというふうに思いますので、現在のところずっと答弁させていただいたとおりでございます。

7 番（松尾 文雄君） あかね、その町長よく言われる公平公平いわれるんやね。何も公平違いますやん。それぞれは違います。そんなことしよったら一番簡単やん。町長がせえでも誰でもできるやん。そんなもん平均してなんぼですよって言うのん。やはりそこで町長の手腕としてこういうふうにやりましょいうのがやはり本との公平ですよ。やはり公平ということをいわれるなら税率そのものを段階的に上げていくというのが本来の公平ですよ。先程話は変わりますけども社会教育の部分でも今後話をするなかで、町長部局から教育委員会の方にもまた考えてもいいですよというようなこと言われてますよね。それでそういうふうにいわれるんならこんな税率なんかもっと簡単な話ですよ。やっぱりそれはね、町長是非ともやってくださいよ。そらやるべきですよやらないと単純に税率を一定にしたらそれで公平そんな考えでは駄目ですよもう、最後にしますわほんま、考えてくださいよ。いかがですか。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まああの、修正案も出されております。ただまあやはりこの国保会計国保事業というのは、町民の多くの皆さんのですね、健康医療をしっかりとサポートしていく事業です。まあこれをしっかりとね、町として運営をしていくために町民の皆さんのご理解をいただきながら進めていきたいと思っております。そういう観点から今回の税率等改正を提案をさせていただいておりますので。私自身そういう意味ですね、町私が今回出させていただいた改正案について皆さんにご理解をいただければと願っておりますけども。まああのどうしてもこの公平ではない問題があるということであればそれはそれとそういう問題に対してですね、皆さん方がほんとにあの今後ですよ、変更しなきゃいけないと変更すべきだという全会一致なり多数のみなさんのご意見があるということであれば、当然私はそれに対して何も全く意味をかさないというようなそういうかたくなな考え方はもっておりません。私はその責任のなかで今話をさせていただいておりますのでできることであればまあ少しでも負担が少ない皆さんが喜んでいただける会計で事業でありたいという願いは持っておりますから、全体のなかで三日月町の皆さんにとってはそういう問題があるということはよく分かるんですけども、新佐用町町民の皆さんの中で考えていく立場に私はあるという形で今回提案をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7 番（松尾 文雄君） もう終わりますけどね、問題であるからこそ今回一般質問させていただいております。非常に今回も修正案がでてますけどね、修正案がもし通ったら町長不細工なことでは。その前に町長提案を差し替えるというのが一番いいことかと思えますよ。やはり問題点があるとすれば考えてもいいということになればほんとに問題点ありますから。まだ若干日にちもあります、十分に考えていただきまして差し替えていただくことを希望しまして、以上で終わります。

議長（西岡 正君） それでは、引き続きまして、10 番高木照雄君の質問を許可いたします。

10 番（高木照雄君） 10 番高木です。一般質問 2 件をさしていただきたいと思
います。今回の一般質問はこの選挙中また選挙前に住民の方からいろいろと
問われたことを再度一般質問したいと思えます。町がいろいろと利神城につま
まして取り組んでおられるということは知っています。でも地元民またお城を取り
巻く愛好家などは本当に今お城の地上げの崩壊を見る時に本当にこれだけ貴重
な遺跡をなぜ町としてもっと一生懸命やってくれないのかという意見がでてお
ります。利神城のことを考えてみますと利神城見学会といいまして昭和 46 年に 1 回、
54 年に 1 回、60 年に 3 回目ということで見学会を催し、そして 1993 年に播磨利
神城というものを発行して、そしてその方々が本当に利神山というものは、全
国数万城跡ある中で登山道に鎖を鉄の鎖で施錠するところは、全国ではじめてこ
しかないうほど全国的に知られた城跡ということを知っています。そういう
ことも播磨利神城に載っております。その鉄の鎖を使ってロックライミング景
色登るんだということで、そういうことでそれが 3 回目の見学会の時にはとり
はずされておったとほんとに残念だとその方はいわれておりました。やはり、
遺跡を保存活用行なうことには費用の問題、土地所有者の問題、安全性の問題
等をクリアしなければならないのが現実でございます。地元民また城郭団体
そうした愛好家にしてみれば、山頂の二筆の東側の二筆の土地さえ購入すれば
県指定・国指定なるのではないかと山の土地とは安いもんじゃないか。今回
おまえ絶対それを買えと。買うように町へ申し込めということを知れまして、
果たして高見議員が、再々この城郭問題、やってきたんですけれども再度
町の意見を聞きたいということで再度質問させていただきました。ほんとに今
思っていますのに 2 筆山の 1 町 2 反くらいの金は簡単に町として繰出す
分じゃないかと言われております。そういうことについての再度、町長の
意見をお聞きしたいと思います。それから 2 点目は、旧町の間には佐用町
商工会、上月部会から陳情で平福地区における交流居住計画計画の実
施についてということで議会で採択をいたしました。その後の取
り組みはどうだということでこの 6 月の 30 日上月の部会の理事会でお
まえどないなっとなか一変聞いとけと言われてましたんで、再度聞か
させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵造典章君） それでは、高木議員からの質問にお答えします。利神城
につきましては、昨年の 12 月の定例議会において述べさせていただきました
ように近世初頭の姿を残したもので中世と近世の両方の特徴を備えた城跡
であると言われております。特に山頂の遺構は、姫路城の至上の役目を
終えた早い時期に破棄されたことが考えられ後に改修などで姿を変えず
古い形態が残されている点が貴重な遺構だと言われてるところござい
ます。議員仰せのとおり石垣の崩壊がひどいのでこれまでに航空撮影
を行なう等、また貴重な資料として残せるよう図化も行なってきた
ところでございます。国指定に向けての取り組みにつきましては、
昭和 58 年 5 月仁平福側に面した一部を佐用町の町指定文化財に指
定し同様に県指定申請をいたしましたが、申請に係る地域が平福に
面した一部であったことから、昭和 62 年度の却下をされてお
ります。県指定と同様に国指定とするには、基本的には裾野
までの全山を範囲とすることまた指定には地権者の同意が必要
であることなどが要件として上げられますが、この同意が得られて
いないのが現在にいたる大きな課題であるということは、今日
までのたびたびのご質問にもお答えをし

てきたとおりです。次に今後の取り組みについてお答えをします。同意が得られてない方の同意をいただくのが最優先しますが、得られるようであれば国指定の要件を満たすべき範囲を特定するため利神城から裾野までの範囲及び平福側では、山麓の館があります平福城主を含む、さやかまでの範囲において県教委と協議するとともにどこまでが指定の範囲になるかを調整する作業とその範囲における同意を必要とする地権者の調査などを行なう必要があるというふうに考えております。今後今県教委の町教育委員会の文化財の担当の方でそういう調整作業を進めていくということでご理解いただきたいと思います。次に平福地区ふるさと交流居住計画の実施についてのご質問についてお答えをします。この件につきましては、平成16年9月の旧佐用町議会において矢内議員からも一般質問を受けております。当時もご説明をいたしましたがこの計画は町の基本計画や過疎計画等の計画書とは異なり当時実施した佐用地区の星の都地区1番外2番外の造成状況をみて、交流住居居住を目的とする候補地を模索するため可能性を絵にした調査報告書でございます。そのため報告書についての施策協議や実施段階での地域内での協議まではいたってないのが状況でありました。しかし本件は議会での請願事項であり16年の9月議会でもお答えしましたように担当課を通じ昨年佐用地区整備推進協議会に地域の皆様方で十分な協議を行っていただくべくご依頼をいたしておりますが、その後の経過については進展がなく現在に居っております。町といたしましては地元の意向が明確になっていない現在の状況の中では前回お答えしましたとおり、諸般の情勢を踏まえた実施段階の競技についてはまだ無理ではないかというふうに考えております。住宅用地の供給の件に関しましては、今後の社会情勢や町財政の状況をみながら町域全体のなかで改めて検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、今後こういう地区も含めてですね、新しい住宅の良好な宅地の供給等の検討のなかで協議を研究をしていきたいというふうに思っております。ご理解賜りますようお願いを申し上げこの場での答弁といたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

10番（高木照雄君） 1点目の利神城跡の事について、再度お伺いしたいと思っております。高見議員が合併してからでも2度一般質問しております。この皆さんにお聞きするんですけども利神山にその以後合併以後職員で上がった方おられたら手を上げていただきたいと思っております。ありがとうございます。そういうことで上がってみれば本当にこの佐用町旧佐用町のこの町役場がなくなり見えます。上がってみなくては、あそこの良さはわかりません。私も議会に出る前郷土を考える会または村おこしで朝倉城跡を我々仲間と一緒に見学して勉強するためにがんばってきたことがありますけども。あそこの城は山城で何も山の上にはありません。ところがやはり市なり住民の力でその下の御殿屋敷とか住居跡武家屋敷とかそういうものを復興さしとんですね。そして今観光地として本当にこう頑張っているんですね。役場職員ならこれだけ2へんもやればどういふところかと上がって見る必要があるんじゃないかと思うんですよ。あの池、上がってみてくださいよ本当に石垣がね崩れて崩れて本当に情けない。私はまた平福地区のものが今度25日にもあそこの草刈をします。それからまた管理委員会がその余分に道直したりいろんなことを年にします。そして住民は何とかあれを早く石垣を崩れないようにしたいと年々崩れております。今悪いですけど南側の角が崩れておりますけれども

もう近には南東の分と西南の分が崩れるんじゃないかと思っております。今度 25 日上がったら分かりますけれども。私もこの 4 月選挙が終わってから上がってきました。ところが草が生えてはっきりは崩れはわかっただけです。そういったことで何とかしてでもあの悪いですけども今生涯学習課長になつとる岸井課長が企画室におる時にその 2 筆持っとう方と平福の人が上がって何とか同意書がもらえたのにそれがよくできなかった。すぐできなかったそうするとその息子さんがまた怒ってきた、もっと職員なら熱心になってあの遺跡を何とか佐用町の観光の拠点とするんだという位な僕は勢いもってほしいと思います。だから今現在高見議員がやった時に 2 筆の問題をずっと言ってますので 2 筆くらい山の 2 筆くらい買えるだろ簡単にと、そう言うてごっつい言われたんですけども。まあこの間総務課長に教育委員会の総務課長に話したら、いやそれだけじゃ駄目なんだと山の裾またいろんな遺跡があるとこすべて同意書を得なくては難しいんだということを初めて聞かされました。そういうことは地元には伝わっておりません。ただ、2 筆だけが買えないため同意がもらえただけにあれが指定にならないんだという考えをもってありますだからやはりそういった考えをやはりいろんなもので、こうだという広報でもよろしいですよそういったとこにやっぱり書いてもらってね、やはりもっと住民に何故これができないのか、言うことは私はそのやっていたきたいとほんとに上がってみてくださいよ。どれだけ淋しい状態になっておるか、私たち子どもの間にあそこへ上がって一生懸命いろんなことをやったりして瓦もって帰ってきたりしたずっと思い出あります。でもね今現在ね鹿が多くなっていわゆる根を食べるんですね竹の根をそれによって余計崩壊するんですよ。やはりあそこは竹が生えて竹の根で石垣が保てておったんですよ。だから今は鹿とか猪が多くなって竹の子を食べることによって、土がもたなくて崩れて根元から崩れていっただけです。そういうことも上がってみれば分かるんですよ。机にだけ座ってては絶対に分かりませんよ。ほんとに私はねもっとねああいう遺跡がこの佐用郡ではないんですよ。近辺この辺でもこの城郭団体のこの武田城よりももっと立派な城と書いてありますよ。この城はだからこの城を作る時に、東の地元の山で山の石を取って作ったんです下の者は。それが間に合わなくなったから今度西の山からあそこへもって上がって作ったんです。それだけの有名な苦労した全国にもないお城なんですよ。私はそれをね皆にわかってほしいと思うんですよ。高見議員が本気でやっと思ったから私黙ってましたけども高見議員やめた以上、これから私が頑張っていきたいと思っております。だから今後の取組みを総務課長なり、誰か答えてください。

議長（西岡 正君） 総務課長。

教育委員会（山口 清君） それではお答えいたします。今の利神城の現状等も議員さんからいろいろと詳しく述べていただきました。確かに非常に鹿が多くなっており、それが非常に急峻なところでもけあがっていくというような人間では想像もつかないような行動をとっております。非常に多くの鹿の糞も見受けられるというようなことでそういうことも大きく影響してると思っています。今後の取り組みですけれども先程町長の方から答弁申し上げましたとおりこの前の 12 月の定例議会のなかで高見議員のご質問にもお答え申し上げたんですけどももと、県指定にするということで県の方へ申請を上げた段階にこの範囲では駄目ですよということで、却下されているというのが 1 つの要因であります。先程高木議員

さんのほうからご指摘ありましたように上の2筆だけがそれだけが問題なんだというそういう状況ではないということは、この前の12月の答弁のなかでもお話ししていただきましたように非常に県指定国指定という状況になりますとほんの一部だけの申請ではとてもじゃないけど申請は受理されていきません。基本的にはやはり今の私どもの方と県教委の方で調整してる段階ではやはり麓その麓というのがどこまでなつかと。山ずっと続いてますんで麓とって切れるところはどこなつかという、調整を行っていきたくております。それと山・田んぼそれに付随する当然宅地等もあらうと思ひます。その部分についての地籍測量が地籍調査がすんでいない段階ですけれども今字限図を張り合わせながら番地の分かるような図面を作っていくといふことで、今作業をやっています。後そのなかから地権者の方の特定をしていきたくてまた地権者の方もいろいろと住所いろいろとこいらっしゃるでしょうしそうなると、まあざくっと今の段階で地権者といふか筆数どれくらいになるだろかな。といふことでまだ確定でも何でもありませんけれども300筆以上にはなるだろなといふ予測をしておりますといふ作業を地道にやっていくといふことが先ず1歩だと思ひます。確かに現実的に石垣が崩れていってると石垣が非常に危機的な状況になつてるといふ現状はあります。しかしながら国指定にし財源を求め長期の長い期間のなかで実施していく復元作業になつていくんじゃないかと思ひます3年や4年ましてや10年くらいでできるといふような内容ではないかと思ひます。他の城郭の整備状況見ましても非常に長いスパンかかりますその間にはほんとに今危惧されてるよゝんとんでもない、大変な自体になるといふことも予測されます。地震1つですべてが飛んでしまうといふこともありうると思ひます。ただしその場合でも復元できるようにといふことで先程議員さんお話ありましたけれど航空測量を行つて平面図と平面図の作成できる図面とそれから石垣の石1つひとつがどの位置にあつたかあるかといふことが特定ができるよゝんに立体、立面図の作成ができる資料も持っております。ただそれにつきましても多大な財源がいります。ですから国指定に持つていくといふことが先ず1番だと思ひます。そのためにはやっぱ地域の方々にまたいろいろな面でご協力をいただき一緒になつて進めていくよゝんな体制をとつていきたくて思ひますので今後とも調査を進めていく段階で何かとご迷惑をおかけしますけれどもご協力を賜られればありがたいと思ひます。以上です。

議長（西岡 正君） ここで、お諮りします。本日の会議を延長したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。続きまして一般質問行います。
高木照雄君。

10番（高木照雄君） 今あの、総務課長の言われることはほんとによくわかるんですけども我々もほんとにこう、利神城址につきましてここ10年や20年やないんです。取り組んできたんはその訴えてきたんです。今まで私が議員になる前から、村おこしといふ1つに大きな郷土を考える会といふ会を作つて何とかやるうといふことで最初は行政やなかつたんですよ。県の商工会の補助もらつてあれをやしかけたんです。だから現在の平福の村おこしがあり地域整備があるんです

よ。それまでやって一生懸命やったのに行政は不満だ真面目やなかったんですよ。これはね、県のね昔のことですけどね、県の教育委員会からここへ調べにきたんですよ。でも佐用の教育委員会は知らん顔して県の者があがるとんのどこへいったんか、待つ待つとって県の者上がって降りて、帰ってから分かったんですよ。そういうね、本当にね信義さがない時代があったんですよ。我々はそれをずっと訴えてきてなんとかふるさとのために頑張っていこうと一生懸命それが私の子どもなり、また将来に向けての活性化につながるんですよ。やはりきちっとしたものをどこの地区においてもそういった今できないような資産は絶対守っていったんですよ。あれが崩れてしもたたら何にもないですよ。ただあれ落ちたら今度智頭急行の上に石が落ちてくるだけです。そのまた公害問題そういうような金の要ることが今度できてくるんですよ。だから私はあの石垣がつぶれてなかったんですよつぶれたんはここ12、3年ですよ。それまではきちっとしたものがあったんですよ。だから私はその時分から何とかしてください何とかしてくださいともうあえて言うてきたんですよ。だから今もし総務課長も今度高木さんがやってんなら私も地元やから、何とかよろしいやろうなとこの間言われたんであえてそれ以上は追求しませんけれどもやはり皆さん気がここにあって職員になった以上1ペんでもよろしいから上がってみてください。どれだけいいとこか確かに教育委員会が、石垣が崩れてますので上がっては駄目よ危ないですよという看板は上げております。私もそのとき一緒に教育委員会と一緒に立てましたそれはただ行政として上がって怪我されたときに何もなかったじゃないかということでその石垣に看板を立てたんです。あの東側の石が出てるあれは我々子ども時代に上がった時代と変わってません。崩れかけてますけどもところがこっちの南側の分はいわゆる鹿が土を掘って石垣が持たなくて、崩れて落ちとんだから向こうの登山口の方の石垣は出てます。これは私たち子ども時代と変わってませんだからそういうあれなんで私は今課長が言われましたとおり何とか私の将来この佐用町の将来を見た本当にこう観光として生きていくためにもどうしてもあれをやりたいたいという気持ちで思っております。まゝ教育委員会の総務課長またはいろんな方と一緒に頑張っていきたいと思っております。それから、もう1点の工場部会の請願のあれですけども。私もそのことはこれが提案された時に町長と話あって何とか継続にして地元の者と考えてやろうじゃないかという事で委員会ではなかったんですけども、傍聴者が多いために議員が賛成しました。ほんとにだから余計私もあれだけの大きな土地を3町あるような土地を全部住居にせえというようなことは無理です。だから私は地域のことと話し合っって小さな形でもいいから今困っている人がとこがあるんです。それを何とかやりたいという気持ちでだからこの前も理事会においてちいと工業部会からも町長に言うてくれやと。いうことは言いました。私も町長には言いますけれども請願した本人ももっと真剣にそういうことについてやってくれと言っております。そういうことでまた工業部会からいろんなものがあると思いますけれどもその節にはよろしく願いして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） お諮りします。あと、7名の方の質問が残っておりますが、これにて、本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。しばらくちょっとこのまま、お願いしたいと思います。実はですね、佐用町の消防団長さんが、平谷順三さんがお亡くなりになったということとで、今日の朝、議員の皆さん方と相談させていただき、11時から1時半まで休ませていただいて1時半から再開しますよということをお話申し上げておた訳ですけども、多くの議員さんのほうから1時間ほどだけ出てきてまた休まんなんやないかという事の意見があったようでございます。急遽運営委員会を開きいただいて、委員長のほうからそれについてご報告を今からいただきますのでお願いいたします。委員長。

議会運営委員長（山田弘治君） 先程、議長が申し上げました件ですけども12時50分から議運を開かせていただきまして協議をさせていただきました。当初1時半まで言うことで議員の皆さんには連絡しとったんですけども協議の結果、2時まで休会にさせていただきます2時から一般質問を再開させていただくということに、議運で決定をしておりますので、1つそういうことで、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡 正君） そのようでございますので、議員の各位あるいは職員の皆さん方におかれましても、次の本会議は明日6月の13日午後2時より再開すると。こういうことになっておりますので、よろしく願いをいたしまして、本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後 5時2分 散会
